

第70回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

平成28年3月17日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上 月 支 所 長	中 石 嘉 勝
	南 光 支 所 長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、おそろいでご出席を賜りありがとうございます。本日もよろしくお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、4 名の方が傍聴に来ていただいております。傍聴いただき、本当にありがとうございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただき、静粛に傍聴していただきますことを、お願いいたします。

町長には、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、4 番、廣利一志議員の発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問において、廣利一志議員よりパネルの使用と資料配付の申し出がありました。許可しておりますので、ご報告をいたします。はい、廣利議員。

〔4 番 廣利一志君 登壇〕

4 番（廣利一志君） 皆様、おはようございます。4 番議席、廣利でございます。

今日は、2 つの質問をさせていただきます。この席より平福の景観形成の件について、質問をさせていただきます。

質問席よりは、定住・移住促進のための具体的な支援策というところについて質問をさせていただきます。

それでは、平福の宿場町の景観形成というところについて、質問させていただきます。

利神城跡、平福御殿屋敷跡の国指定史跡に向け、町並み保存と合わせて長年にわたり地域の皆様の取り組みに対して敬意を表します。

また、条例制定により宿場町の景観を守り、御殿屋敷の発掘調査、利神城跡の石垣の保存事業など町当局、教育委員会の施策、事業により、国指定史跡について一定のめどがついてきたことに対し、本当に喜ばしいことと一町民として思います。

2 月 13 日に開催された利神城跡等調査報告会でも、上記のことに加え、町長の熱い思いがここに至らしめたとし、さらに平福の魅力である、利神城跡、御殿屋敷跡、宿場町の町並みの 3 点セットを守り、保存し、景観を整備していくことこそ大事であると藪田調査委員長から触れられました。

そこで町長に見解を 7 つにわたりお聞きします。

1 点目、利神城跡、御殿屋敷跡、宿場町の町並みの 3 点セットが魅力であり、その整備、復元、景観形成について、3 点セットで今後も施策、事業を行うことについての町長のお考えをお聞きいたします。

2 点目は、町の条例、佐用町歴史的環境保存条例が、景観形成に本来の目的どおり役割を果たしているのかどうか。

3 点目、佐用町歴史的環境保存審議会、平成 26 年 10 月 7 日開催において、景観形成区域について町当局のミスリードはなかったのか。

4 点目、景観形成上、あるいは歴史的環境保存の観点から支障となるような構造物の計画について承知をしているのか。

5 点目、太陽光パネルの設置個所 3 カ所について、佐用町歴史的環境保存審議会での議論と結論について。

6 点目、県の景観の形成等に関する条例との齟齬、範囲についての相違はなぜなのか。

7 点目、条例の不備を認め、改正の考えはないか、または景観形成区域について町当局の誤解があるのではないか。

7 点について、答弁をお願いいたします。この席からの質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 改めて、おはようございます。今日も 4 名の方からの質問の通告をいただいております。それぞれ、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、廣利議員からのご質問の答えさせていただきます。平福の宿場町の景観形成を原点から考える必要があるのではないかとというご質問でございます。

まず初めに、平福は、その町並みは、まず当初、城下町として形成をされた後に宿場町として栄えた町でありまして、両方の景観を有する町並みが特徴となっております。城下町としての平福の町のあり方が、最もよく残されているのが佐用川左岸から利神山にかけての遺構群があり、また宿場町としての景観を最もよくとどめているのが街道沿いと言われております。このほか佐用川沿いの石垣と川屋敷や土蔵群が川面に映る景観は平福で最も有名な景観となっております。現在では、利神城跡、平福御殿屋敷跡の国指定に向け事務を進めておりますが、町の貴重な歴史的財産として平福の歴史的町並み景観の保存と継承に、長年取り組んできたところであります。

ご質問 1 点目の利神城跡、御殿屋敷跡、宿場町の町並みの整備、復元、景観形成についての今後の事業計画についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり利神城跡につきましては、御殿屋敷跡を含め、国指定史跡を目指して、現在、鋭意事務を進めているところでございます。

平成 27 年度においては、計測のための支障樹木の伐採、航空撮影によるレーザー計測調査、また、国の専門委員会へ提出する報告書作成のための調査委員会の設置、また、調査などを行っていただいているところでございます。

また、2 月 13 日に開催をいたしました利神城跡等調査報告会につきましては、調査委員会の藪田委員長をはじめ、2 名の委員から調査の中間報告をいただき、当日は予想をはるかに上回る 200 名以上の方の参加をいただいたところでございます。

現在、御殿屋敷跡を含めた地域における利神城跡としての国指定を目指しているわけですが、この国指定範囲につきましては、利神山や御殿屋敷跡など史跡を中心とした範囲でございますので、平福の町並み指定範囲は予定はしておりませんが、指定を受けた後はその範囲の史跡について、保存・整備・活用などの基本構想を策定をして、整備には長年かかると思われますが、保存・整備計画を立てるとともに、平福の町並みも含め、佐用町の大変大きな貴重な観光の資源として活用を図ってまいりたいというふうに考えてい

るところでございます。

次に、2点目の町の条例、佐用町歴史的環境保存条例が景観形成に本来の目的どおり役割を果たしているのかとのご質問でございますが、この条例は、多くの地域で時代の流れとともに伝統的な町並みが失われていく中、昭和 58 年に旧因幡街道の宿場町として栄えた平福地区の佐用川の川面に映える土蔵、川座敷群などの貴重な歴史遺産を、地域と行政が町並みの歴史的環境を保存・継承に取り組むために制定をしたものでございます。歴史的環境を保存するため歴史的環境区域を審議会及び地域代表の方の意見を聴取して定めており、歴史的環境保存対策費補助金の交付金対象となる区域について、保存区域、重点保存区域及び最重要建築物の指定があるわけであります。

また、歴史的環境区域において、建築物その他の工作物の新築、改築等の行為をしようとする者は、町長への届け出が必要となり、歴史的環境区域の保存のため、必要があると認める時には、審議会に諮り、必要な助言、指導等を行っております。

次に、3点目の佐用町歴史的環境保存審議会において、景観形成区域について町当局にミスリードはなかったのかということと、5点目の太陽光パネルの設置個所について、佐用町歴史的環境保存審議会での議論と結論はという御質問につきましては、関連がございますので、併せてお答えをさせていただきます。

佐用町歴史的環境保存審議会は、5名以内の地域の代表で組織をされ、歴史的環境区域内に建設される建築物・工作物等が、歴史的町並みにふさわしい建築物・工作物になるよう調査審議するために設置をされております。太陽光パネルについては、再生可能エネルギーとして国が推奨していることもあり、ここ数年至るところで設置されておりますが、歴史的環境区域内において、平成 26 年6月に太陽光パネルを設置する行為届出書が提出されたことから、審議会を開催をして、計画の見直しもしくは塀囲いなどの審議会の協議結果を伝えるために、会長と共に、所有者へ指導を行ったところでありますが、了解が得られなかったという経緯がございます。

また、県からも歴史的景観上、太陽光パネルに関しては規制の対象とならないとの回答があり、これ以上の指導は困難であると判断して、審議会において経過を報告をいたしました。

また、その他の太陽光パネルについては、行為届出書が未提出で設置されており、歴史的環境区域であり行為届出書の必要性を設置業者に説明し、指導をいたしております。

条例による強制力もないために、審議会でも改善が必要と判断された場合においても指導のみにとどまってしまうこととなります。

次に、4点目の景観形成上あるいは歴史的環境保存の観点から支障となる構造物の計画について承知しているのかとのご質問でございますが、歴史的環境区域に工作物を設置する等の場合は、建築確認申請書をはじめ、地元の情報提供などで確認をいたしておりますが、議員ご指摘の構造物ということについては、具体的には確認ができておりません。

次に、6点目の県の景観の形成等に関する条例との齟齬、範囲についての相違はなぜなのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

県の景観の形成等に関する条例と町の歴史的環境区域の範囲は同じであり、町が進めてきた景観形成の取り組みを県が尊重をされ設定されたものと思っております。町の交付金については、歴史的環境区域の中で、保存区域、重点保存区域及び最重要建築物に対して、保存施設の改修・改築に係る経費について、歴史的環境保存対策費補助金交付要綱により交付をしているところでございます。

また、県の交付金においては、町指定の3区域に含まれない地域である歴史的景観形成地区内に利神城址ゾーン、町家景観通り、川端景観通りなどを設定をされ、景観形成基準を設けて、それぞれの区域にあった景観上に配慮し、修景の状況により助成金を交付して

いただいているところでございます。

最後、7点目の条例の不備を認めて、改正の考えはないか、または景観形成区域について町当局の誤解があるのではないかとのご質問にお答えをさせていただきます。

2点目の質問事項でお答えをさせていただいたとおり、条例は、歴史的環境を保存するための条例であり、地域の方が景観を守るために必要な補助金の制度などを決めたもので、有効なものと考えております。

地域の住民の方が、平福の景観が貴重で重要であることを認識され、新築や修繕で配慮される場合に、県と町が支援する制度でありますので、この条例は、地域の方に寄り添ったものとなっており、不備があるとか、改正するというような内容のものではないというふうに、私は考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 環境保護審議会の件について、お尋ねをします。1回のみ行為届があり審議されたということなんですけれども、この条例でいうところの大規模建築物、自動車学校跡に建設されている太陽光パネルは、この大規模建築物には当たりませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 大規模建築物というような規定は、私はなかったと思うんですけれども、建築行為で、どの大きさが大規模で、どれまでが大規模ではないとかいうような規定はないと思っております。

太陽光については、そうした工作物としてでありまして、当然、工作物についても届け出をしていただくと、ただ、規制のそうした対象にはなっていないという状況であります。

こういう太陽光パネルというようなものが、当時、私もこの歴史的環境保存条例、形成つくる時に担当者としてかかわったわけであります。想定はされておりましたけれども、先ほど、答弁でも申し上げましたように、そうした太陽光パネルというものについては、規制の対象にはならないというような、そういう考え方で、県のほうにもあるということと措置をしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 建築基準法上の問題と、その条例でいうところの大規模建築物、これは同一なのかなと思いますけれども、条例的には、高さ 15 メートル。それから、広さの 1,000 平方メートルという規定があります。

ですから、この環境保護審議会で、この素盞鳴（すさのお）神社のところにも実は設置がされております。これは、該当するのではないかなというふうに思いますけれども、再度、答弁お願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 大規模建築物というのは、建築基準法上の大規模建築物ということでお尋ねなんですか。

建築基準法上の、この太陽光というのは、そういう規定はないというふうに、私は思っておりますけど。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 条例上。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 県のですか？

県の、そういう景観形成ということについては、そうした大規模なものということでの規定があるというふうには聞いておりますけれども、町としての審議会、町としての保存条例というのは、そういうことは規定をしていなかったと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 県の条例と、それから町の条例の設定しているところの範囲、齟齬はないという答弁が最初にありましたので、そのところから、実は、齟齬と相違があるのではないかなという点で、幾つか質問します。

そうすると、26 年に 2 回、それから 25 年に 1 回、審議会が開かれておりますけれども、これは、行為届が出ての審議会の開催ですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 25 年、26 年の件、1 件、2 件というふうにご質問ですけれども、これ長年、30 年以上、そうした審議会設けて、行為届を出していただくことが必要であるというふうに規定をしておりますけれども、なかなか行為届が出されない場合もあります。

そういう場合は、当然、審議会の委員というのは、地域の方々のそうしたことに造詣の

深い方、非常に熱心に取り組んでいただく方が入っていただいております、地域の状況を、十分にそれぞれが普段から見ておられるので、そういう情報に基づいて、逆に審議会から行為届を出してください。また、審議会を開くというようなこともやってきたわけです。

そういう中で、太陽光についても、そうした行為がされているということで審議会を開いたというふうに聞いております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 最初に質問しました利神城跡、それから御殿屋敷跡、町並みの景観と、この3点セットというのが、当初から言われていたと思いますけれども、町長の答弁では国指定史跡のところの意味では、利神城、それから御殿屋敷跡が優先されるようなニュアンスで伝わったんですけど、それは、町並みは後回しということでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 国指定の範囲、今回の利神城跡というのは、これは町並みであります佐用川の右岸は含まれておりません。それは、歴史的な経過もあるわけでありまして、少なくとも、利神城が当時、築城され、そしてその下の御殿屋敷、そして、そうした関連の武家屋敷が整備されたところ、そういう遺構というものを、これを指定をすると、国指定にするということでは取り組んでいるわけです。

佐用川の右岸であります、こうした平福の宿場町平福としての町並み、景観形成というのは、ここには、それだけ皆さん、ずっと長年居住されて、現在もたくさんの方がここに家があって住んでおられるわけです。そういうところを、そうした国指定の史跡にするということ、これはできません。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 国指定のところについては、わかるんですけども、やっぱり町並みも合わせて、当然、考えていかないといけないと、私は思います。

それは、今回、私、この質問に際して、1月と2月、約1週間にわたりまして、平福の各階層の方にご意見を直接聞きました。国指定史跡の問題についても関心が高いし、先日の13日の史跡の講演会にも100名を超える平福の町民の方が集まりました。

町並みの問題については、今、合わせて3点セットというところについて、多くの方が危機感を持っておられます。その町並みの連続性、空き地・空き家の問題、大型建築物、このところについては、皆さんが、異口同音にそのことを危惧されておられます。

再度、ここは同時にというか、当然、ここは考えていかないといけない点かなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 私が、先ほど答弁させていただいたのは、廣利議員の御質問は、国の今回の指定は、その範囲として、この平福の、今、利神城跡、それから御殿屋敷、それだけで、あと町並みのほうはどうなのかということですから、指定については、当然、そこは先ほど申し上げたとおりの範囲で指定を受けようとしているということを、私は、答弁をしたわけです。

ですから、平福の歴史的な景観のこういう町並みを含めた、今まででも保存、これをしてきたわけです。ですから、佐用町の当初、30年前、実際にこのどこの範囲を、この景観、歴史的環境の保存区域にするかということも、当時、いろいろと議論を、私はさせていただきました。

その中で、非常に広い範囲を指定をしたわけです。当時としては、先ほど、地域の皆さんも町並みについても、非常に空き家になったり、家がなくなったりして、そうした街道沿いの平福の景観というのが、かなり崩れてきた。そういうことの危機感を持って、それを何とか町並み保存をしていこうというのが、地域からの非常に強い取り組みの中で、こうした条例も生まれたわけです。

ですから、当然、この平福の地域としては、利神城跡、御殿屋敷、そして下、右岸側の以前からの平福の町並み、これは一体的なものであるというふうに、私も思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 県の条例と、佐用町の条例で範囲については、齟齬がないということでありましたけれども、今これ県のホームページで見れる佐用町の平福の景観形成地区を示したものです。ざっと見ますと、これが国道 373 号線。南は、千種川リハビリテーションを一部含んでおります。これが旧道、それから利神城跡、それから朝霧園、ここが一番北の端で、田んぼの部分、延吉のほうに、この色は青色、緑、ピンク、黄色とありますけれども、この全域が景観形成地域ということで、この範囲は町の条例も県の条例も変わらないということなんですけれども、これは先日、資料請求しまして、私は、平福の景観形成地区について、どの範囲かという形で提出をいただいたものが、実は、これなんです。

これは、利神山も当然含んでないし、道の駅の裏の西山というところ、これも含んでないし、旧道沿いの川沿いのこの一角、このマーカーされているのは、提出された時にされたものを、そのまま印刷しました。この一角なんです。

実は、ここに環境保護審議会で、当局のミスリードはなかったかというのは、26 年の時には行為届が出て、審議はされておりますけれども、ミスリード、私に出された対象地域は、実は、すごく狭い範囲です。だから、環境保護審議会で 2 回の自動車学校、素盞鳴神社等の審議が、実はされていないということですけれども、自動車学校の跡は、かなり大規模な工事だったと思います。

もしかして、担当者のところで、景観形成地域外という認識はなかったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それぞれ、担当者も長年、交替、変わってます。当時、実際にそうした目的を持って、いろいろとつくった条例を、つくって私であれば、全て、そういうことも認識をしておりますけれども、そういう認識が薄かったという点もあるかもしれませんけれども、ただ、担当者としては、当然、きちっと形成区域という範囲、広いところというところは、当然、知っていますし、ただ、今、廣利議員が示された狭い範囲のその重点区域というのは、当時から一番最初はかなり広い範囲で平福の宿場町の街道沿いを指定していました。その中で、なかなかそこまで、町としても全てのところを、そうした建物について助成をして、財政的にも厳しい状況があり、効果を上げるためにも重点区域を決めて、その区域内においての建物については、最重要建造物、建築物とか、重点区域ということで、補助率も上げて保存をしていこうと、景観を保存していこうということでの範囲を決めたわけです。

ですから、この条例というのは、元々、地域の皆さんが自分たちの平福地域というものを自主的に自分たちが守っていこうということが、まず前提にあります。

それに対して、町行政としては、そうした地域に対しての保存していただくために一緒に協力して、特に、そうした修復をしたり、建物つくられた時に、景観に則したもので、より費用、お金がかかる場合に、その部分に対して補助をしましょうという形で進めてきたところです。

ですから、先ほどの示された範囲というのは、そうした中で、町が条例に基づいて交付金を交付する範囲というところを示しているだけでありまして、その景観をみんなで守っていこうという区域については、その当時から何も変わっているわけではありません。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 新たな構造物というところについて、確認ができていないという最初の答弁がありました。

それで、私が調べたところでは、この範囲の中に、現実には3カ所、自動車学校跡、素盞鳴神社、南の端、3カ所が太陽光パネルですけれども、設置されています。

近接のところでいきますと、こちらへ行くと庵なんですけれども、庵に1カ所あります。それから、友延、北のほうですけれども、ここに実は2カ所、花木園の跡と、国道沿いに1カ所。

ですから、周辺部含めると実は6カ所が設置既にされています。

それで、佐用町の中で、これだけ、この狭い地域にまさに景観形成地域でありながら6カ所も設置されているというのは、あまり例がない。

さらに新たな構造物、これは平福の皆さんに聞いてわかりましたけれども、これが平福の道の駅ですけれども、ここに道の駅、このあたりです。計画が上がったのは。

さらに、町の中にも1つ計画があるというふうに聞いています。

これは、平福の住民の皆さんの、この条例そのものは強制力がないんです。ですから、いかにも住民の皆さんの意識というところで言われますけれども、やっぱり町と一体とな

って景観を守るというところについては、これだけ集中して太陽光パネルがあるというのは、景観形成地域にあるということが、実は、条例が意識されてないというか、あるいは指導がされてないというか、あるいは、環境保護審議会で十分な議論がされてないか。そのところではないかなと思うんです。いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、私もお話させていただいたように、これは昭和 58 年、30 何年以上前に、そうした地域の皆さん、地元の方の非常に熱い思い、いろいろな思い、取り組みの中で、町としても一緒に考えてつくった条例であり、また、その後、100 件以上だと思いますけれども、そうした建物の修景、また、保存に地域の方も協力をしていただいて、現在があるわけです。

その中には、全く環境にそぐわないような建物もつくられてきました。

これは、先ほど、議員もお話のように、この条例については、そこに人が住んでいる。住んでいる人の生活圏、また、生活に対して、やはり配慮しなきゃいけない。強制力を持たせることはできない。やはり、また、こうした町並みというのも、時代とともに、ある程度は、時代の中で変わってくるのが、これも歴史であります。

だから、そういう緩やかな規制の中で、まずは、これは地域の皆さんのそうした合意、地域の皆さんがそういう思いでもって、こうした自分の地域を歴史的な景観として守っていこうという、そういう取り組みで、また、それに沿った条例で取り組んでいた、この歴史があるわけです。

だから、30 年の歴史というものは、これは否定されると、非常に地域の皆さんにとっても、これは皆さんの 30 年間という努力に対して、少し辛い思いがあると思います。

ですから、やっぱり 30 年間取り組んできたことを踏まえて、さらに時代が変わってきて、今、廣利議員が言われるように太陽光というような、こういうエネルギーの問題で、これは平福地区に集中していると言われますけれども、全国、佐用町内にも至るところにあります。これも、そこに住む人たちが自分の土地の活用であるとか、経済的な問題として取り組まれていることであって、それを全て規制するというわけにはいかない。

だから、そういう中で、できる範囲内で、この地域のそうした歴史というものを継承していくということを考えていかなきゃ仕方がないんじゃないかというふうに、私は、考えております。

これは、当初からの、そういう思いというのは、変わらないと思います。

ですから、先ほど言いましたように、広い範囲を指定したことについても、本来はもっと狭い町並みの街道沿いだけでいいのではないかというような話も、議論もしました。

しかし、そうした地域みんながそういう思いを持って取り組むことで規制はしない。強制力はない。緩やかなものであるということの前提の中で、そういう広い範囲を指定したという経過もあるわけでありまして、そういう思いというのは、やっぱり変わっていないというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 今回、策定されました佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略の中に、この利神城跡の問題、観光地「平福」の問題は、取り上げられております。その中で言われているのは、平福のブランド価値の向上と、今、議論していることが、平福のブランド価値の向上につながるのかな。

私は、疑問に思いますし、平福の住民の皆さんが、私の会った方は、皆さん、そんなふうにおっしゃってます。

町長が言われていた 30 年前、私は、この報告書を読ませていただきました。58 年に出ております。100 ページにわたる膨大な資料です。明石高専の渡邊助教を中心にして、12 名の調査団がまいり、100 ページにわたる報告書です。

その中で、平福のまちづくりというところがありまして、こんな一文がありますので、少しだけ引用させていただきます。

小さな開発でさえ、一度許容すれば、既成事実化し、波紋を広げるものである。それだけに、長期的展望に立った条例の見直しは、緊急の課題と言えよう。現在の条例だけでは、開発の波に対応できず、平福の歴史的環境を守ることはできないだろう。

谷本町長の時の調査報告書です。これは、30 年前ではありますけれども、今でも通じるというふうに思います。

太陽光パネル。当時は、予想もできなかったことです。これだけ集中しているというところについては、これは、何らかの対策が必要ではないかな。今後も、実は予定されている。

御殿屋敷跡には放棄田があります。平福の皆さんは、この放棄田の対策に頭を悩ましておられます。あるいは、空き地・空き家、通り沿いにたくさんあります。倒れそうな家もあります。ちょっと、板塀を張るだけで町並みの連続性というのは守られるのではないかな。応急的な対策はとれるのではないかなというふうに思います。

30 年たちましたけれども、30 年前のままの条例というのは、今の現実の状態を反映していないのではないかな。そこは、不備があるというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） それを不備と言われれば、そういう時代にだんだんと変わっていく中で、それに対応できていないということであれば、それは不備というのではなくって、そうした時代に合わせた条例にしていかないと、それに対応ができないということであろうかと思います。

ただ、この条例も、そういうことで 30 年間、いろいろと、その中で、地域の皆さんが協力しながら、この条例に基づいて、現在の町並みというものの、できるだけ皆さんの協力の中で集計をしてきたところですし、町としても、どうしても時代とともに新しいものもつくっていかなくちゃいけない。そういうことで、ああした智頭急行の駅も、元々なかったものです。ああいうものをつくりました。それから、道の駅もつくりました。また、新しい福祉センターとか、そういう施設もつくってきたわけです。

だから、それは時代とともに、そういう必要なものは、やっぱりその中で生まれてくるということ。これも、ただ単に保存をするとか、文化財として、そのものを昔のまま残す

ということだけでは、地域の生活は成り立たないというところがあります。

だから、どういうふうに変えていく、考えていくにしても、やっぱり地域の皆さんの生活というものにも、寄り添ったものにしていくということ、このことは、まず、基本で大事だと思います。

元々、この条例、また、その審議会においても地域で、平福文化と観光の会というものがあったり、その中で非常に活躍をされてきた人たちが中心になって、これを運営してきた、していただいたわけでありまして、そういう中で、今、廣利議員がいろいろと指摘される点についても、そういう時代の中で、変わってきた、今後、どうするかということ、これは町行政としても、当然、一緒になって考えなきゃいけないんでしょうけれども、平福の地域の皆さんと一緒に考えていただく、協議していただくことではないかというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 条例の件については、町長の前向きな答弁をお聞きしました。平福の住民の皆さんと、そこは一緒であります。ぜひこれは、今の時代に合う形の条例の改正というのを 30 年たちましたので、時代に沿うような形で条例を考えていく、町並みもほかの 2 点と合わせて考えていく。調査報告会がありまして、200 名の方が参加されました。今後、国指定という形になると、今まで以上に観光客の方は増えると思います。あるいは、テレビ局の取材も増えると思います。

我々は、道路からこの目線から見えていますけれども、上空からテレビカメラが映した時に、景観形成地域が太陽光パネルばかりと、観光客の方は、まず、そのことでがっかりされるでしょうし、空き家・空き地が多いというところでも、がっかりされるというふうに思います。

ぜひ、そういう点を踏まえ、30 年たった条例の改正について、再度決意をいただきたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この問題については、当然、平福地域と一緒にいろいろと協議をした上で考えて行かなきゃいけない問題です。ですから、先ほど言いましたように、これまでも、ずっと長年取り組んできた歴史というものがあります。そういうものを踏まえた上で、そうした時代の変化。これから、どうするか。そして、新しく、ようやくと言いますか、平福の利神城跡、ここの国指定という大きな一歩が踏み出されているわけです。そういうことを踏まえて、地域で一緒に地域挙げて取り組む、考えていただく中で、町としてもそういう条例上の問題、また、これに対する今後、どう活用していくのか、整理していくのか、こういうことも一緒に、その中に踏まえた上で、考えていかなきゃいけない問題だと思ってますから、その中で条例の改正が必要であれば、条例の改正も行っていくということになるかと思っています。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 次の質問に移ります。

定住・移住促進のための具体的支援策をたず。町長の見解をお聞きたいします。

新聞などによりますと新年度の兵庫県並びに近隣市町の予算案が発表され、地域創生戦略が語られ、予算案に定住・移住の具体策が盛り込まれています。

兵庫県では、東京圏からの学生、社会人の移住を狙う事業、赤穂市では、移住希望者に1日1,000円のお試し暮らし事業、養父市では、年中無休の移住相談窓口の設置、新婚世帯の引っ越し費用負担などの具体策が事業発表されています。

町長は12月議会一般質問に対する答弁の中で、定住・移住対策の中で人員を強化すると言われましたが、具体的にはどの部署に、何人を、そしてその任務は何で、何を担当してもらうのですか。

1点目、移住・定住希望の方に対して土日でも夜も対応できるのか。

移住相談会は計画しているのか。また、それに対して強化された人員が対応するのか。

3点目、近隣の市町を見ても担当職員のマインドが大事だと思います。選任に当たっては重視するのか。

以上、答弁、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの2点目の御質問でございます。

定住・移住促進のための具体的支援策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の移住・定住希望の方に対して、土日でも夜も対応できるのか。

また、2点目の移住相談会は計画しているのか。また、それに対して強化された人員が、どう対応するのか。

3点目の近隣の市町を見ても担当職員のマインドが大事だと思うが、選任に当たっては重視するのか。

こういう項目全て関連をしておりますので、3項目の質問であります、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成28年度から移住・定住対策の施策として、正規職員1名を配置し、非常勤職員と、また、地域おこし協力隊員の2名を採用して、3名体制で空き家対策を含む、移住・定住関係の施策の立案から対応までを考えております。

あわせて、佐用町に引き続き定住していただいたり、移住していただくためにはPRをすることが大事ですので、パンフレット等を作成したり、ホームページやプロモーションビデオ等を活用して、町内外に佐用町の魅力を発信する予算なども計上いたしております。

また、定住マンションを、JR姫新線及び智頭急行の駅付近に建設することが可能かどうかのニーズ調査などの費用も計上し、将来的に移住・定住促進につながる礎となるような施策と、それに伴う予算化を28年度行っているところでございます。

ご質問の内容は、主に町内の空き家を利活用する上でのご質問と捉まえますが、土日等の対応、移住相談会の実施につきましては、県や関係他団体と調整を図りながら、家主さんや移住希望者のニーズに極力添えるように考えてまいります。その前に町内の利用可能な空き家の掘り起しを行わなければなりませんので、それを、まず、最重要課題として取

り組んで行きたいと思います。

したがって、平成 28 年度は先に述べましたように、そうした礎の年となりますので、土日等、いつでもという対応についても状況を見て、日時を決めて、そうした相談会、また、対応をするようにすればいいのではないかなというふうに考えております

次に、担当職員のマインドについてのご質問ですが、これは、どの職務、職種についても当然必要なことであり、3 月上旬に行いました定住促進コーディネーターを含む 5 業務 5 名の地域おこし協力隊の採用においても、それぞれの業務に対する応募者のマインドを重要視して採用の決定したところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 移住・定住希望の方に対して、土日も夜もというのは、現状に対する認識が、私も 10 年近く、この空き家の問題、移住・定住の問題取り上げていて思うのは、10 年前、あるいは 5 年前と随分変わってきている。

田舎暮らし、定年を迎えたシニアの方が田舎暮らしをするという時代から、実は、今、変わってきているという認識があります。中には 30 代の方も 40 代の方も実は佐用町にいられておられます。その方たちは、神戸でも大阪でも、まだ、今、勤務中なわけですね。その方たちに、どう対応していくかというところが問われているということで、その現状認識について、町長のお考えを再度お聞きいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁ください。

町長（庵逄典章君） 当然、そうした選任の職員も、今度、定住対策室という室をつくって配置をします。そして、そこで、そうした移住希望者、定住希望者、いろいろと PRしながら相談にも乗って促進していこうということです。

ですから、そうした若い人たち、今回のコーディネーターなんかでも非常に若い人が地域おこし協力隊、そういうこの応募も非常に若い応募がありました。

そういう中で、当然、その方たちも今現在、それぞれ仕事を持っておられる。そういう勤務というのもあります。

町職員も当然、それぞれ勤務もあり、休日もあるわけですがけれども、そうした担当者において、これは、まずは今の時代、直接、いつでも窓口開けておいて誰でも来てくださいと、いつでも対応しますというわけにはいかないんです。

しかし、事前に、いついつ相談に行きたいとか、佐用町訪れたいとか、そういう連絡は、これは電話とか、いろんな方法があります。そういうことで、その方の要望なり状況に合わせて、また、土曜日、日曜日に来ていただくことであれば、それはまた、担当者が、その日に合わせて日時を決めて、対応させていただくという、こういうことで進めていくということが、これは当然のことだと思います。

土曜、日曜日は、担当者が全く出ませんとか、そんなこと言う職員はおりませんし、必要であれば、そういう形をとろうということでもありますので、そこは、そんなに私は心配をしておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 近隣の市町を見て、私も感じるどころがあったんですけど、神戸の相談会に何回か参加して、移住希望者の方に接することがあります。

その時に、その職員、まだ、若い職員ですけれども、この移住のことにかかわって3年目とおっしゃっていました。1年目、2年目は、どうやって移住希望者の方に接していいかわからなかった。悩みましたという話をされていました。3年目になって、随分と変わりまして、私が移住希望者の一番最初に接する人だと。机にデンと座って説明を受けますという形ではなくて、積極的に笑顔で迎え入れるという形で、実は接しておられまして、さらにすごいのは移住希望者と受入自治会の中に入って、コーディネートもするし、心配事、悩み事も相談するという形をされています。

実は、地域おこし協力隊の方も5名決まりましたので、そういう意欲の高い方というふうに思いますけれども、ぜひ近くの市町で、そういうことを取り組んでいるところが現実にあります。実績も実は、移住者がそこは増えております。だから、それは、大いに参考になるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ再度、その点について、そのマインドが大事というところについて、徹底方よろしくお願ひしたいし、そのところについての町長のお言葉をもう1回お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 移住希望者、定住をして、いろいろと考えて、どこにというふうに調べて来ていただく人、いろいろなところを訪れられると思います。最終的に、いろんな条件があると思うんですけれども、どこにということ決定される大きな要素の中には、やはり、今、言われる、どれだけ職員、人間関係が熱心に、また、その方の心にちゃんと寄り添えるか。また、信頼がいただけるかというところが、やっぱり大事だというふうには、当然、思います。これは、どんな仕事でもそうだと思います。

特に、初めて来ていただく人、その方が最初に相談を受けて、いろいろと町の状況をどれだけ熱意を持って、その方に伝えるか、そういうところが、当然、これは職員のこの職務に対して求められるところであり、そういうことを考えて、今回、定住のそうした室もつくると。そして職員も配置するというところで、28年度から取り組みますので、当然、職員はそういうことを十分に理解した上で、考えた上で対応をしてくれます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利一志議員。

4 番（廣利一志君） 私の質問は、以上で終わります。

議長（西岡 正君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
続いて、13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、佐用町南光歯科保健センターの運営についてを質問いたします。

この2月23日全員協議会で、佐用町南光歯科保健センターの今後のあり方について運営協議会が行われ、3月中に町長に答申がされるという経過が報告されました。

町長は、平成27年4月に策定した佐用町行財政改革大綱、第3次でこの歯科保健センター事業の見直しとして、外出支援サービスの充実や民間歯科医院の充実などの理由により、診療・治療事業は廃止し、予防・啓発・指導事業に特化するなど、歯科保健センター事業のあり方について運営協議会で協議を行い、見直しを進めるという、そういう内容で5月19日に諮問し、この平成28年2月18日の第4回運営協議会で町長への答申が検討されるという、今現在、経過があります。

佐用町南光歯科保健センターは、昭和58年に国や県から過疎地域等特定診療所整備補助事業の補助金を受けて旧南光町で設立され、町ぐるみで虫歯予防に取り組み、80歳を迎えた時に自分の歯を20本残そうという8020運動、これが歯科保健センターから全国に広まりました。歯科医療の面で子供、老人、障害者ら弱者のために十分配慮された取り組みが行われてまいりました。10年前4町合併後、もう11年になりましたけれども、南光地域だけでなく全町域の方が利用されている現在施設となっています。そこでお伺いします。

運営協議会に報告されました歯科保健センターの事業報告・事業計画・利用状況・施設の状況・利用者アンケートについて、その内容を明らかにお願いします。

その2、治療と予防を一体化した歯科保健センターの活動について、町民のニーズに応えるためには、現在の歯科衛生士などスタッフの充実がさらに必要だと考えます。町長の見解をよろしくお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、お答えください。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からの佐用町南光歯科保健センターの運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の運営協議会に報告をされた事業報告・事業計画・利用状況・施設の状況・利用者アンケートについての内容を明らかにされたいとのご質問でございますが、平成27年4月、第3次佐用町行財政改革大綱が策定され、南光歯科保健センター事業について見直す改革項目が打ち出されました。その内容は、歯科保健センター事業のあり方について運営協議会で協議を行い、見直しを進めるということでございます。そのことによりまして、私は平成27年5月佐用町歯科保健センター運営協議会へ諮問をし、審議していただいているところでございます。

初めに、事業報告及び事業計画につきましては、毎年度ごとに作成をしております業務概要及び事業報告のうち平成25年度及び平成26年度を説明するとともに、あわせて平成27年度の事業計画を説明をいたしております。

次に、利用状況につきましては、昭和58年度から平成26年度までの年度別利用状況、年度別歯科診療状況、年度別歯科衛生指導状況、年度別・地域別利用状況などを説明をいたしております。

次に、施設の状況につきましては、施設の建設費用、施設の平面図、施設の修繕・備品の更新の状況、写真による施設・備品の状況などについて説明をいたしたところであります。

次に、利用者アンケートにつきましては、健康増進計画及び食育推進計画の計画づくりの基礎資料とすることを目的とした、健康と食育に関するアンケート調査票項目のうち、

基本3項目と、南光歯科保健センター及び歯と口腔の健康に関する5項目を結果報告としてまとめたものと、さらに、平成27年6月から9月までの間に、南光歯科保健センターを利用された方に対して利用者の皆さん140名の方の視点による、使いやすさやサービスの質等について、アンケートによりお聞きした内容をまとめたものを説明をいたしております。

これらを参考資料として運営協議会委員の皆さんに、平成27年6月から4回にわたる審議、協議を行っていただいております、今年度中に3委員会からの意見をまとめ、答申がいただける予定となっているわけでございます。

次に2点目の治療と予防を一体化した歯科保健センターの活動について、町民のニーズに応えるためには歯科衛生士などスタッフの充実が必要だと考え、町長の見解を明らかにということでございますが、南光歯科保健センターは、昭和58年に無歯科医町であった旧南光町に設置された歯科診療所であり、町内での歯科診療所等と重複することなく相互に補完し合う機能を有しておりましたが、現在では、町内の歯科診療所等も充足し、かかりつけ歯科医も定着をしており、一般診療等で重複する内容も多くなっております。

また、町村合併により町の対象者人口も約4倍になりましたが、職員の配置、診療日等もそのままとした体制で、これまで現在に至っているわけであります。

南光歯科保健センターが、設立された当時と比較して、町内の歯科診療所等も2倍に増えており、南光歯科保健センターが、町内の全ての町民の歯科診療をしなければならないという状況は、当時と比べ大きく変化をしております。また、利用者の状況を見ましても、対象者が増加しているにも関わらず、利用者は減少傾向となっております。

南光歯科保健センターの運営については、今後ますます厳しい運営になることが予想されるため、南光歯科保健センターが単独で役割を担うのではなくて、町内の歯科診療所等と連携をし、町民の歯と口腔の健康づくりを推進することが必要ではないかなというふうに、私は考えております。

最後になりますが、南光歯科保健センターの今後のあり方につきましては、運営協議会から、この3月末までに提出をいただく予定となっております答申を受けて、私としては、その内容を尊重し、慎重に判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） （聴取不能）、報告した内容については、年度だけしか事業報告内容がわからなかったんですけど、歯科センターの業務については、妊婦の方、幼児、障害者、高齢者など、一般の歯科診療所に行くのが、受診が困難な住民の方を対象にした歯科診療、それから、通院が困難な住民の訪問歯科診療、訪問歯科保健指導、また、予防対策として、全ての住民に対する健康診査、それから健康教育、こういうのが事業としての大きな仕事になるんですけど、診療対象者と、それから予防対象者の実態については、先ほどの回答にもありましたように、合併後旧町に比べて4倍の人口規模になっているけれど、体制そのものは同じだという中で、それぞれの65歳以上の高齢者であったり、障害者、また、障害施設利用者であったり、介護者、こういった方々の実態は、歯科保健センターとのかかわりでの実態ですけれども、どのようになっているのか。

先ほどの報告では、ちょっと実態そのものがわかり辛かったので、もう一度、よろしくをお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） 詳細については、また、担当のほうから必要であれば報告をさせていただきますけれども、今、平岡議員が言われた南光歯科保健センターでなければという中で、妊婦の方とか高齢者の方とか、こういう方は、当然、一般の歯科診療、歯科医院、そういうところに行かれていて、南光歯科保健センターにおいても当然そこは、そこに来ていただくということについては、変わらないわけであります。

歯科保健センターが、そういう中で、力を入れてやっていこうということが、訪問診療、こういうことに、今、力を入れていこうということでしたけれども、なかなか、そのへんのことも、今のところ十分できておりませんし、実際に、一般の民間の歯科医院のほうの先生方も、そういう受け入れについては、施設の入所者とか、また、車椅子の方とか、そういう方も当然、受け入れていただいておりますから、そんなに変わらないということでもあります。

そういう中で、利用者について、これは、建設当時からスタッフについては、ほとんど変わらにスタッフで、ずっと今まで継続をしているんですけれども、実際の数値として見て、診療費、収入を見ますと、本当に今年度も補正で大分減額をいたしましたけれども、1,000 万円を切るという状況になっております。

そういう状況で、予防とか健康づくり、衛生士による歯科保健の指導、予防というふうなことについての取り組みは、当然、学校や保育園、そういうところも出て、ずっとやっています。これは、行政と町として、保健衛生として取り組むべき、今後も当然必要だと思っておりますが、そういう実態を、今度の諮問で、協議会の中でも諮問委員の中でも議論をしていただいたというふうに、私は思っております。

課長、何か、その人数とか何か言われた…。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） これ人数を開設当時から申し上げますと、非常にボリュームもたくさんになりますので、当然、その人数以外にも診療収入、それから件数、予防の件数、非常に数字を申し上げますと、たくさんになります。

多分、議員のほうも各年度の歯科保健センターの業務概要というのもお手元に持っておられると思いますが、その内容を年間分、平成7年から出しているのもありますし、わかる資料としては昭和 58 年から出している資料等もございますので、そういった内容を運営協議会の中で委員さんのほうに集約させてもらってご説明を申し上げたというのが状況でございます。

また、先ほどの対象者等の話もございました。当時は、各町で無歯科医とか、無診療所、これは歯科診療所もはじめ、通常の病院、通常の診療所等も基準を設けまして、半径何キロ以内の地域にそういった診療所、または、治療がない場合は、無歯科医村とか、無医村とかいうふうに言われておりました。

その段階で、各町にもそういうところで診療所つくれ、南光地域におかれましても、当時もそういうことで無歯科医ということで保健センターのほうに、先生のご協力なくして

はできなかったんですけど、管理者として先生に来ていただいて、進展したいというのは事実だと思います。それはもう議員もご存じだと思います。

それから、もう1つは、先ほど、町長のほうも答弁がりましたが、建設当時、診療所開設当時には、当然、いろいろ議論があったというふうに聞いております。当然、当時郡内にも歯科診療所等がございましたので、医師会等の話の中でも診療対象者、それから、診療の開催日等についても議論の中で、その後、昭和 58 年から最終的に開催日、診療日につきましては、毎週木曜日、金曜日の2日間、基本的には、対象者は、幼児、それから妊産婦、高齢者、障害者等を原則とする。一般の方については、緊急非常時というような話も出ていたように思いますけど、そういう方を対象に、平成 17 年まではやっていたと思います。

その後、合併後の話になりますけれど、それはご存じのとおり、先ほど、町長もありましたように、診療所等も現在は、南光の歯科センターを含めて8診療所、当時は4診療所だったと思いますけど、8診療所になりましたし、現在は、新しく1町、佐用町でやっておりますので、実質的には無歯科医町ではないという中で行っておりますけど、やはり当時の約束事がございますので、対象者につきましては、従来のまま継承してやっておると。

ただ、町長も申し上げました、各診療所も施設も充実しました。当時は、高齢者、障害者、非常に難しい診療台もあったというふうに聞いておりますが、今、各施設とも、その点は充実しているというふうな状況で、そういったことも踏まえ、運営協議会では審議をしていただくということになります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 毎年、業務報告ということで、8020 のまとめは、事前にいただいております。その中の人数などは聞いてはいるんですけども、具体的に虫歯をなくそうということで、まず、取り組んだ、その成果についてなんですけれど、26 年度の結果でいくと、1歳6カ月児、またあるいは、3歳児などの虫歯のある率なんですけれど、全町域になって、県の平均からすると1歳半の虫歯のある率は、太子町さんのほうが少ないというような結果が出ています。

1歳半は県の平均が1.5、それに対して佐用町は0.9。ところが、3歳児の虫歯の子供たちは、県の平均が16.0に対して、21.0というふうに、まだまだ、健診によって明らかにされている虫歯の数が減っている状況にはないんですけれど、26年度の数字を、今、1歳児、1歳半、3歳児については見ているんですけれど、そういった点、健診については、そういう結果が出ています。

それから、学童の関係で見えていくと、虫歯を保有している子供たちが、まだ、西播磨の平均で見ても、まだ高い状態が実態としてありますけれど、そういった子供たちの歯科健診については、引き続き歯科保健センターが取り組んでいく事業の大事な柱になろうかと思うんですけれど、そういう点については、今後も歯科の予防を特化していくということで、行革の中では謳ってありますから、それは外さないとは思いますが、住民で心配になっているのは、歯科保健センターが近くになるということの、いわゆるかかりつけ医としての歯科保健センターの役割が今度どうなるのか。診療をやめた場合、困る方が出てくると思うんですけれど、その影響などは、どのようになるんでしょうか。

運営審議会の中で、検討されていたら、その内容も、ちょっと紹介してほしいんですけれど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 今、平岡議員からお話のように、これだけ歯科センターまであって、そうした予防活動、衛生士置いて取り組みをしてきたのに、佐用町、旧南光町も含めてですけれども、子供たちの虫歯、罹患率というのは非常に高いんですね。平均、県から見ても、西播磨の中でも、こういうところも、なぜ、こういう成果が、逆に出てないのか、これは、やはりよく考えて、その地域の食生活とか、また、家庭でのそうした子供たちへの乳幼児から、小さい時からの歯の健康に対する家庭教育というのができていないのか、また、学校、保育園なんかでの指導ができていないのか。

学校や保育園なんかについては、歯科衛生士がずっと回ったりして、指導をしてきているわけですね。それが成果が出てないというのは、これは、本当にきちっと考えなければいけないところではないかなと思っております。

そういう中で、今後、別に南光歯科保健センターが、それを担当するというわけではなくて、町の保健衛生として、これは歯というのは、当然、全ての健康に関係してくる、非常に大事な歯の健康というのは、健康にとって非常に大事な要素であります。

そういうことで、これは歯科保健センターがあるなしにかかわらず、そうした業務というのは、町の保健業務の中で、これは今後とも継続してきちっと、さらにそういうような状況を踏まえて、強化するところは強化していかなければいけないなというふうに思っております。

ただ、もう1つ全然違う話で、今、診療にかかっておられる方、そういう方が、かかりつけ医がなくなるとか、近くになくなるとかと、これは当然、そういう施設が、そこで診療されている人にとったら、それはそういう状況が生まれることは、これは運営協議会でも十分配慮されていると思います。

ただ、その診療が、たくさんの方、どんどん増えて、その対象者がたくさんである。人数が多いとか、また、そういう方が、そこがなくなると、ほかに行く、診てもらえるところがないとか、非常に診療が受けにくくなってしまうということであれば、また、それはその考え方の中で、この保健センターのあり方についても、非常に考えなきゃいけないことだと思います。

ただ、先ほど、課長も申しましたように、町内には、当時と比べると、たくさんの歯科診療所も生まれておりますし、そこで先生方も予防とか、そういう高齢者とか障害者の方への診療、これも力を入れてやっていただいております。

そういう意味では、ここの保健センターでなくても、その新しいかかりつけ医というところへ、それは当然、受け入れていただけるわけですから、診療拒否なんてあり得ないんですから、それは、十分に対応できると思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） さっき虫歯の話で乳児とか、それから学童、それぞれの虫歯の単にパーセントの一覧表ですから、具体的な実態は、この数字でしか見ることができないんですけれども、その健診をした後に、これから虫歯が大きくならないようにということで、

治療をしていくという、そういう作業が以前は、そこ歯科保健センターの中で、今も治療ができていますから、かかったら、どんどん年齢、子供たちが大きくなっていく中で、虫歯が減っていくというような実態が、かつてはあったというような報告も聞いております。

予防と治療を一体化した歯科保健センターの中で、平成 20 年 3 月の資料の中では、3 歳児健診での虫歯が減少したこと。また、8020 達成者の増加が見られたこと、そういうふうな報告もあるんですね。

ですが、現状では、先ほど、町長も答弁したように、虫歯が減っていないんだと、そのことについては、よく議論して状況について把握したいということだったんですけど、虫歯がわかった時点で、早期に治療していくことによって、そうした虫歯が減少していったというふうに、私は思っているんです。ですから、歯科保健センターでの治療というのは、予防と治療を一体にした取り組みというのは、まさにそこで成果が上がってきたんだと思うので、その治療を廃止していくということについては、大きな問題があると思います。子供たちの虫歯を減らしていく上では、もっと拡充していかなくてはいけないのではないかと、そういうふうな方向に考えをしていただきたいなと思いますが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 予防というのか、健診についても、各学校に歯科医も校医として、それぞれ依頼をしております。きちっと年に計画的に健康診断の中で、歯科健診もしているとします。そこで必要な治療についても、その時に指示がされて、それぞれのまた、診療所に行って、また、治療も当然されている。歯科保健センターだけが、それをやっているわけではありませぬので。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 現実には、歯科保健センターがあることで、そういった成果が生まれたという、これは事実ですから、そういう点もよく検討していく上では、参考にして、大層な実績に基づいて判断をしていただきたいと思います。

実際に、今の話でいくと、当然、諮問の内容が診療はやめるんだと、行革の中で謳われていますから、そういう方向での答申が出されるのではないかなと思うんですけど、そうなったら、診療をやめた場合困る人が出てくると思うんですけど、その具体的には、アンケートもとられたということなんですけれど、その人数として 140 人からのアンケートをとったということなんですけれど、これは利用者全員のアンケートなんですか。ちょっと、そのへんは、具体的には、そのアンケートの内容というのがどうだったのか、伺いたと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 全員にアンケートを平成 27 年の 6 月 10 日から 9 月 30 日の約

4カ月、16項目お願いをしました。これ100パーセントではなかったと思いますが、おおむね、ほとんどの方が回収できたというふうに聞いております。140件の方です。

このアンケートの内容につきましては、16項目であります。先ほどお話の中で出ております歯科保健センターの、例えば、今後のあり方とか、運営とか、そういうアンケートの内容では一切ございませんので、あくまで利用者の方が、ここを例えば、この歯科医院を選んだ、何を、どのような点を重視して選んだとか、当歯科保健センターは、どのように知りましたとか、待ち時間はいかがですかとか、受付の対応はどうでしょうかというアンケートでございますので、いかに今議論をされている内容を来庁者、診療に来られた方、お母さん、お父さんにお尋ねした内容ではないということは、認識をしていただければなというふうに思います。

その他、何かお気づきの点がありましたらどうですかということで、自由項目等も踏まえて、その数字につきましては、運協の委員さんの方にはお知らせをして、説明しているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターの診療治療業務がなくなるということを目的としたアンケートではなかったということなので、改めて、その関係する住民に対して、受け止めが、やっぱりアンケートの内容が違ってきたら、答えも変わってくると思います。

そういう点では、改めて答申を受けて、その歯科保健センターのあり方に判断する上では、そういった内容でもアンケートしてもらいたいと思います。

私は、住民の方から近くに診療所があるから、利用しているので、それこそなくなると困りますという声とか、あるいは、障害者施設の方からは、健診を年1回してもらって、年々、歯の状態がよくなっていると評価を受けておるということ。磨き方を学んで、気をつけて支援できるので助かっていますとか、また、健診を受けた保護者の方が治療もしてもらえるので非常に助かっているという、そういう住民の人の声を伺っております。

そういった点などは、そういう運営審議会の中では、報告の中で議論にはなりませんでしたが。利用されている方にとっては、なくてはならない施設なんだと。治療を受けられる施設として、絶対確保してほしいという声を、私は、強く聞いているんですけど、その点は、どうなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） アンケートの内容につきましては、先ほど申し上げたような内容でございますので、選んで、近くというのもありますし、元々、幼児、障害者、高齢者等の特化した診療所という原則論もありますので、そういったことで、お越しになっております。

そして、不満を抱いている方というのは、ほとんどいなくて、満足をしている方、ほとんどと言ったらおかしいですけど、満足をしておられる方が、だいたい4分の3いらっしゃいます。そういった状況の中で、継続して来ていただいているということは、逆に私どもとしては、診療所の管理主体としてはうれしいことでございますので、これは長年の

実績ではなかったかなというふうには思います。

そして、その意見の運協の先生方、委員の皆様方の意見なんですが、これはそういった幼児、障害者、高齢者等々、地域の方々を特化しておりますけど、委員さんの名簿につきましては、全員協議会のほうにもお渡しさせてもらった、それぞれの代表の方に入っていて、資料、それから状況等報告する中、代表、また、地域の代表としての視線で、いろいろ忌憚のない意見をいただいて、最終的に第4回目の運協の中で方向性を出してきたという内容でございます。

その内容を何点かご紹介をさせていただきますと、問題点、それから課題、その他、その項目で、いろいろ質疑をさせていただいております。全てを読みますと、非常に長くなりますので、例えば、要約的に申し上げますと、問題点でありますけど、町内の歯科診療所等が増加し、その反面、人口は減少している。一般会計から負担してまで、歯科保健センターで一般診療を続ける必要があるのかと、厳しいお言葉をいただいております。

新佐用町は、旧南光町と比較して、人口が5倍になっている。無歯科医町ではなくなっているよという意見もいただいております。

予防事業につきましては、合併による対象者は増加しているにもかかわらず、予防サービスは減少していると、これも厳しいご指摘でございます。

南光歯科保健センターは、診療日の少ない町立の歯科診療としてしか機能はしていない。これも厳しいお言葉だと思います。

また、課題につきましても、南光歯科保健センターと町内の歯科診療所との業務が重複する機能、これはやはり整理する必要があるのではないかと。また、高齢者が増加する中、歯科受診困難な人、それから住民の歯科保健に対する実態やニーズは、これはしっかり把握する必要がある。地域包括ケアシステムの構築により南光歯科保健センターではなく、町内の歯科診療所等が訪問資料、訪問歯科診療ができる、そういった体制も町全体でつくるべきではないですか。

歯科衛生士、これは近隣の市町でも、なかなか町で歯科衛生士を配属しているところはないと思います。歯科衛生士等、高い専門性と経験を有する職員がいるのに、管理や運営に時間をとられている。もっと、歯科衛生士の活動、その場も必要ではないか。これは、その中の一部分でございますけど、そういった各委員さんからの意見が、各これまでの会合の中でも議論され、最終的に答申ができる予定になっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほどから、アンケートを取られた人数については 140 人ということだったんですけど、南光歯科保健センターで利用されている人というのは、140 人なんですか。ちょっと、具体的に診療がなくなった時に困る人の数というのは、140 人ということなんですか。お尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） あくまで6月10日から9月30日の間に来られた実人数、延べではなくて、実人数です。2回目以降の方にはアンケートを取っておりません。

診療件数は年間 2,600 人、3,000 人の時もありますが、2,500、2,600 人の人数で、これも延べ診療件数でございますので、今現在、実人数等は把握しておりませんが、約 4 カ月の間におおむねの方に理解をいただいてアンケートを提出していただいたということでございますので、140 名の方にアンケートを提出していただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターで、利用されている直接の方からは、具体的に、私は、なくなつては困りますとかいう声が、先ほども紹介したようにあります。

歯科保健センターが予防と治療を一体化してやってきた施設として、国の施策にも影響して、国保歯科保健センターへの設置補助金とか、運営補助金が始まって、全国的にもこうした同様のセンターが展開されてきているということも、前々から紹介があるところなんですけれど、具体的に滋賀県竜王町もその 1 つなんですけれど、子供たちの虫歯が、その滋賀県の中で、そこが一番いい状態になったということで、大々的に広報でも取り上げて、歯の大切さについても、ずっとずっと連載していくとか、そういうような形で重視されて、取り組まれてきています。

そういうふうに南光の歯科保健センターが果たしてきた、そうした話が、全国的に展開されているという、そういう実態もうれしく見ているんですけれど、一方で、その一番元の佐用町に合併してから後の歯科保健センターのあり方について、診療者がどんどん減ってきている自然減のようなお話のように受け止められましたけれど、歯科保健センターとして、十分に住民に周知したり、健診を受けられやすいような状態をしていくようなことで、町として、先ほど紹介したような竜王町のような歯の大切さを周知していくような取り組み、そういうような方向で、果たして役割りを果たしてきたのか、ちょっと、疑問に私は思うところがあるんですけれど、そういった点は、これから歯科保健センターを、これまで果たしてきた役割と合わせて発展させていくためには、町の役割というのは大事なので、そのへんもう一度聞きたいんですけれど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今、竜王町の話が出ましたが、国保診療所、国保の名前が出ている診療所は歯科以外にも通常の診療所等もございまして、これは制度に則りまして、兵庫県を含め、全国にたくさんございます。これはお医者さんがいらっしゃらないいうのも基準にありますが、以前から、昭和の時代から幅広く地域の方を診療する。そして、開設日、診療日は、月曜日から金曜日、大きいところは土曜日もあると思いますけれども、終日開設し、お医者さんも在駐しているというふうな形で診療所を開かれている。これは全国津々浦々ございます。

南光歯科センターの場合は、若干、それとは違う経過で始まった、その経緯は、当然、ご存じだと思います。

確かに、歯科保健センターは旧南光で開設され、今、議員も言われましたように、8020、

表彰関係 80 歳で 20 本の歯ということは、確かに、そこから全国に広がった。これも事実で、この成果というのは大きなものであろうかと思います。

それと、もう 1 つ大きな成果は歯科衛生士が常駐しているというのも、診療もしながら予防、口腔衛生等も含めた教室、教育等を 1 歳半、3 歳児は、今、厳しい数字を言われましたけど、健診時での、後の衛生教育、それから保育園、各学校への教育等も、その診療日の合間を見ながらやっているということは、ほかの市町にはなかなか見られない、非常にすばらしい行為だと思います。

1 点だけ、今、議員のほうから言われておりました平成 20 年の話が、ちょっと出ておりましたが、確かに、統計資料を見ましたら、佐用町の場合、人数が、分母が少ないので、1 人、2 人の方の虫歯によってパーセントは数パーセント動いてしましまして、確かに、平成 20 年の数字は非常に低かったんですが、もう一度、平成 22 年も実は 1 歳 6 カ月だったらゼロパーセントになっておりますが、その間は、4.6 パーセントということで、今より高い虫歯の有用率になっているというのも、これも現実でございます。

ただ、教育自体は、進行しているのは事実でありまして、今、子供さんの話が出ましたが、これ統計資料のこちらの資料なんですけど、永久歯に生まれ変わってしまう、だいたい小学校の 6 年生から中学校の 3 年生までの率を見ますと、逆に今まで悪かったんですが、西播磨に比べまして、非常によい結果になっているという数字も出ております。

ただ、これは年齢層が毎年変わりますので、各年度の統計によって、若干、流れは違うと思いますけど、成果としては、その年にあらわれるのではなくて、教育によって 5 年後、10 年後にあらわれてきているのかなというふうにも思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 話があっちこっちしてあれなんですけれど、歯科センターの大事な仕事のもう 1 つ一般の歯科診療に受診が困難な住民の方を対象にした、先ほど言った妊産婦の方、幼児、障害者、高齢者の治療。それから、通院の困難な、いわゆる訪問歯科診療とか、訪問歯科保健指導、こういった点では、合併してからこちら数字的にきちんと、運営審議会ではどんなふうな、この関係は大事な仕事だと思うんですけど、どういうふうな状況になっているのか、そこらへんの協議内容とか、そういった点は、どうなんですか。歯科保健センターで、どうだったんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 訪問歯科診療につきましては、通常一般診療所の歯科の先生方はできる体制はとっておられると思うんですが、実質は、去年の資料を見させていただきましたから、私どもの南光歯科保健センター以外の診療所の方は、3 診療所の方は、訪問歯科診療には、行かれておりますが、後残りの 4 診療所につきましては、訪問歯科診療はお断りなのか、要望がないのかは内容はわかりませんが、実際には行われていないという、それはあくまで 1 年間の調査結果なんですけど、そういう数字は出ております。

訪問歯科診療につきましては、これは全歯科診療所は、対象医療行為でございますので、どなたでも申し込みされて、先生が対応できれば、訪問歯科診療はできる。それは内科医等とも同じだと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 訪問歯科診療などは、どちらかというと行政が、そういう状態にあるということをつかみやすい実態がありますから、当然、どの歯医者さんでもできる行為でありますし、この診療がスタートした時には、佐用郡医師会で、どの歯医者さんも一緒に協力し合って、この活動をやりましょうということが古い資料などを見ると、神戸新聞などで評価されていたということなんかも歴史的にはあります。

そういう点でいくと、診療所ありますけれど、やっぱり重点的に公的な機関として、なかなか見えにくいとか、わかり辛いところの、何とかしてほしいんだという声が上げ辛い人たちになろうかと思えます。そういう点は、保健師さんの協力であるとか、公的な機関として、いろんなスタッフを使ってこの歯の、お年寄りにとっては食べることが、直ちに健康状態に直結しますから、そういう点では取り組みを重視してやっていく必要があると思うんですけれど、その点は、診療しようと思ったら、診療をやめてしまったら、この点については、できなくなりますから、そういう点では、これからもまだまだやっていかなければいけない分野だと思うんですけれど、その点、どうなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 訪問診療につきましては、これは、先ほども申し上げましたように全診療所が与えられた営業業務の1つだというふうには思っております。

ただ、在宅のそういった方の状況の把握というのは、例えば、今まさに全国的に展開しようとしております地域包括ケア、その連携の中で、当然、訪問活動をします保健師もおりますし、地域包括の職員もおります。そして、ケアマネージャー等も、当然、在宅にも訪問しております。

そして、事業所が当然介護等に行っておりますので、そういったことが連携をされて、地域一体で、そういうお口の治療が必要な方については情報提供し、かかりつけ医等がございましたら、その連絡をして対応していただくというのが、今もやっておると思えますけど、今後も必要な大きな事業の1つだと思います。

そしてまた、在宅の要介護老人の実情をよく把握して、これは龍野健康福祉事務所、龍野保健所、これ兵庫県全体でもやっておるんですけど、特に、西播磨エリアでもお口元気連絡票いうのをつくっております。これは各郡、または各市の医師会と連携をとって、そのへんも連絡票をとってかかりつけ医への紹介をしたり、可能な連絡調整をやろうと、そうした調査票等、連絡票等も作成し、各医師会ともやっております。

佐用町の場合は、歯科医医師会等の事務局ございませんので、現在は、その行政機関の我々が、歯科保健センターが連絡票の窓口となってお医者さんへの紹介とか、情報提供等をやり、そういう在宅の方についての実情も把握して、推進をしているというような状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） その歯の治療が必要な在宅の方は、人数的にはどれだけあって、去年、最近の実績でいいんだけど、かつての数字では要介護者 841 人とかいう数字もあるんですが、それらの方々に対しては、ちゃんと手立てが 100 パーセントというか、実態は、どないなっているんですか。数字的にお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 連絡票の数は、まだ、少ないと思っております。実際のかかりつけ医等の治療につきましては、私ども、なかなか把握できない面が当然ございますので、難しゅうございます。

ただ、先ほど、私が述べました在宅に対しての訪問歯科の件数につきましては、これは先ほど言いました昨年の 1 月から 11 月までしか、11 カ月間の資料でございますけど、実人数で申し上げますと、10 名でございます。

在宅の延べ診療件数は 32 件。ただ、施設の場合は、非常に多ございます。施設の方の実人数 79 件で延べ人数は 598 人ということで、そこにもかかりつけ医等が、在宅ではございませんけど、施設のほうに訪問して、そういった訪問歯科のほうをやっているという状況、これはあくまでも去年の 11 カ月間の人数でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 要介護者の関係の人数とかは、なかなかほかの診療所、歯医者さんで診てもらっているのかどうか、出てないとはいえ、年間 10 人とか、対象者として、これで充足されているのかな。ちょっと、全体の数字が、よくあれなので、そのへんは、南光歯科センターで対応したのが 10 人だったということなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康福祉課長（森下 守君） 歯科センターでの実人数は 4 名でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 10 人とか4人とか、ちょっと混乱するんですけど、少ない数字なので、すみません。もう一度、そういう対象者に対して、十分な対応がとれているかどうかを知りたいので、数字的にいくと、11 カ月で 10 人、32 件というのは、どんな状態なんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 述べましたように、少ない人数でございます。

在宅の把握しているのが、実延べ人数で 10 名。そのうち、歯科保健センターのドクターに訪問歯科診療をお願いしたのが、実延べ人数で4人ということでございます。

当然、必要な方等は、それ以外にいらっしゃると思いますけど、これはあくまで、訪問の中で、歯科診療を希望された方に対して、保険を使った歯科診療でございますので、その点は、もしかしたら、それ以外の郡外の病院等もわかりませんし、その点は、ちょっと把握はできておりませんが、人数としては、以上の内容でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ここでやり取りで、ちょっと実態として把握しきれないところもあるので、65 歳以上の高齢者、現在、当局が出している、いろんな資料の中でつかんだ数字では、高齢者 6,544 人、こうした方々の対応がどうなっているのか、あるいは障害者は、どういうふうに人数があり、そして、どういう対応になっているのか。また、障害者施設も利用者が何人あって、どのような状態なのか。

あるいは、要介護者が何人で、その対応については、今、当局がつかんでいる数はどういことなのか。いずれも、運営協議会の中に示された年度ごとの数字として出されていると思うので、後ほど資料として提供してほしいと思うんですけど、その点は、大丈夫ですか。

議長（西岡 正君） はい、課長、どうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） ご希望に沿える数字がございましたら、その点については、ご提供させていただきます。

もしかしたら、ない数字的な面もあるかも知れませんが、その点は、ご理解お願いしたいと思います。

それと、先ほどの人数の件が、いろいろありましたが、6,500 人という 65 歳以上の方

がございましたが、これはあくまで 65 歳以上の年齢の方でありますので、在宅でなおかつ歯科診療を必要な方というのは把握しておりませんし、そこまでの人数ではないというように理解しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 当然、65 歳と年齢で区切って、その人数がみんな、そういうような困難な方という、在宅という理解ではないんですけれど、もう 1 つ歯科センターの果た役割として、全ての住民に対して健康診査、教育を行うということで、特に 60 歳を過ぎていくと歯の状態も若い時に比べて悪くなりますから、そういった元気な人も含めて、予防対策として、全ての住民に対する健康審査なり健康教育が徹底されていくということが、私は大事だと思います。

それで、そういう点では、町の計画の中でも 8020 のふるさととして、発展させていこうというようなことも謳っているところですから、ぜひそういう立場で、この歯科の関係について、大事な問題ですから取り扱ってほしいと思います。

あと、数値的なことにもなりますし、歯科保健センターの経営状態について、町長の先ほどの最初の答弁にあったかと思うんですけれど、いわゆる一般会計からの繰り入れが多額になってきたと、そういうことで考えているんだというか、そういうご回答がありました。

そこで伺いたいんですけれど、経営状態について、運営協議会の概略の資料を 2 月の全員協議会でいただいた時に 4 ページで経営状況というのが円グラフで示されているのが配付されています。この見方について、ちょっと尋ねたいんですけれど、平成 7 年、いわゆる合併前。それから、18 年合併直後。そして、平成 26 年、直近の決算した数字であると思いますけれど、その歳入歳出で合併前の状態の歳入で、この円グラフと比較して、いわゆる診療収入の占める割合、それから繰入金、それから諸収入というふうに、この円グラフを見る限りあると思うんです。

これらの変化について、合併前は一般会計からの繰り入れもなく、むしろ黒字であったというふうな決算状況になっている。それに対して、直近では、繰入額が多くなった。ここらへんの違いについては、説明文書で、ちょっとわかり辛いんですけれど、「当該年度の収支をゼロになるよう繰入金の額を決定しているからであります。」というふうな説明なんですけど、このことについて、ちょっと歯科センターの特別会計に対する状況、説明をお願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） このグラフの状況は、約 10 年ごとの状況ということで、あくまで報告をさせていただいております。

特に、この中で見ていただきたかったのは、歳入の場合は診療報酬が全体のどれだけの割合を占めておるのか。

歳出につきましては、その中で医業費、歳出経費の中の医業費の割合、それ以外は総務費の人件費相当になるわけなんですけど、その割合等がこういった形で 10 年間の推移で

ございますけど、比較をしていただければなということでグラフを上げさせていただいているのが1つでございます。

それから、平成7年、18年、26年の内容につきましては、平成18年以降につきましては、ご存じのとおり各決算でも出ておりますが、それぞれ歳入歳出し、赤が出る相当につきましては、一般会計繰入ということで、運営をしているところでございます。

ただ、それまでの経過につきましては、平成7年の場合でしたら、そこに出ておりますように、69万9,813円の差し引き額で繰り越しという形で動いておりますが、7年、8年、9年までは繰り越し等が出ておる。一般会計からの繰り入れはなかったように、私ども把握しております。

ただ、平成10年に一般会計から、決算で言いますと160万円。それから、11年、12年はありませんが、平成13年には480万円。平成15年には320万円といったのが、その繰入金、決算での繰り入れでなくて、一般会計から事業年度途中に数字的に入っている。そして、最終的に赤になって何ばか繰り越しをしているような状況になっているんですけど、そういった状況できておると。

その内容はあるんですけど、あくまで、この4ページの資料につきましては、平成7年と平成18年以降につきましては、こういった収支をしておりますし、歳入と歳出のそれぞれ比較を見ていただければなということで、議員の皆様にはお配りをしていると。

それで、運営委員の皆様につきましては、例えば、今、言いました財政状況等につきましては、平成7年以降の数字的なものは、全て出させていただいて協議をしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 合併前の平成7年度、いわゆる諸収入の中には、歯ブラシの売り上げであるとか、以前、今はちょっと名前変わりましたが、まちぐるみ健診の検査の委託料であるとか、また、今も委託料として母子保健とか在宅、寝たきりとか、そういった委託料が、今も同じようには出ているんですけど、そういったものも大きな歳入の雑入というか、そういう形で7年度は計上されてきているように、古い資料を見るとそうなっています。

こんなふうに衛生関係で、独立採算で特別会計やっているんですけど、教育もそうですけれど、行政が行う福祉関係の仕事を、いわゆる診療のみで賄っていく、賄えたら、それはあれなんですけれど、いろいろと衛生関係をしていく、健康とか広く町民の健康を維持していくために健診をしたり、いろんな子供たちの学校訪問したり保育所に行ったりとか、衛生士のそういった人件費もここでみています。

これらは行政として独立で、全く手立てをしないというのではなくて、そういった働きに対しては、本来、行政の仕事ですから、ちゃんと財政的にも補填していく必要があると思うんですけど、そういった点では、どうなんですか。前から変わってない状況ではありますけれど、財政のあり方として、どう考えておられますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 非常に大きな質問で、私、答えになるかどうかわかりませんが、あくまで財政面の数字につきましては、平成7年からの収入、医療収入、診療収入、それから医業費がこれだけ要りましたと、それ以外につきましては、こういった比率ですと、例えば、諸収入の歯ブラシの件もありましたけど、これは今も継続してやっております。支所等でも販売をさせていただいておりますので、それは継続でございます。

ただ、その比率は、売上については、年度ごとに違うのは、これは仕方ないんですが、あくまで見ていただきたいのは、財政面だけを見れば、こういった収入面の比率が変わってきているんですよと。これは、人数的にも、もうひとつ診療に来られている人数を見たら、いやあまりは変わらないんですよ。

その中で、じゃあ、何が変わるのかということになれば、よく議会の中でもご質問されておりますけど、その中では、1人当たりの診療単価、点数自体の低下現象いうのも1つの要因ではないかなと。そういった内容を、この運営協議会の中では、当然、議論をしておりますし、今、議員から言われておられますように、診療の話も当然しますが、教育面、特に予防面、歯科診療については、診療所が十分充足しているじゃないかと。ただ、それにいくまでの予防、教育関係を、もう一度見直して、しっかりした歯科衛生士もいるんだから、そのへんもしっかり各地域で教育。各学校、また、施設等にも含めた教育はしっかりするというのが、先ほど、僕が問題点、または課題のところで報告した内容の1つだ思っております。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 何かあったら、ありますか？

議長（西岡 正君） いいんですか？あるんですか？

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） 行政サービスを行政が実施する上において、今、お話しの例えば、このセンターについては、診療収入というのがありますけども、ただ、それだけで行政サービスをするというのではなしに、当然、この歯科保健センターを運営するのに交付税のほうでもそういった参入もされています。そういう中で事業として、佐用町の規模として運営していく、こういう行政サービスの水準を維持していくという考えが基本になると思います。

今回のこの歯科保健センターの課題というのは、そういった財政的な面もありますけれども、本来の保健センターの運営のあり方、あり方論を、一番大きな議論として、この運営委員会のほうでも議論していただきました。そういう中で、1つの運営の実態として、こういった財政状況についても報告させていただいて、参考にさせていただいたらと思いま

す。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 財政のこと取り上げたら、ここの資料としてありましたから、それが、かなりウエイトが大きいのかなと、そういうふうにはほかの資料があんまりない中で、これがつけられておりましたから、そのように理解したんですけど、むしろ歯科保健センターの業務の運営で、診療件数も件数自体は 5 ページを見ても運営審議会に配布された説明資料の 5 ページですけど、あまり変化がない。変化がないいうたらあれですけど、予防件数も平成 17 年度あたりは、平成 7 年とか大きい時と、それから予防も減っているとか、そういうふうになっておりますけれど、実際に歯科保健センターで、ずっと長年にわたって利用されている方があるというのも事実ですし、特に、障害を持った方にとって、なれたところで治療してもらえる、そういう施設があるというのは、大変心強いことです。

もっともっと一般の歯医者さんも、診療で訪問もできるんだけど、なかなか手が回せないところに対して、歯科保健センターが果たしていく役割は、もっともっと私は充足しているのではなくって、まだ開拓していかななくてはいけないような分野が残っているというふうに思います。

今、使っている人はもちろんのことながら、これからも必要としている人が多い、そういう施設については、より一層充実させて、そして町として計画にあるように安心して暮らしていける、そういう生活条件の整備として位置づけてほしいと思います。

この診療や治療業務の廃止ということの方向になっていくということは、いわゆる住民福祉の向上に逆行していくものでありますから、住みたくなる佐用町と、その魅力を損ないかねません。そういう点で、町長に、最後に見解伺います。

議長（西岡 正君） はい、もう数秒しかありませんが、はい、お答えください。

13 番（平岡きぬゑ君） 答弁は、（聴取不能）。

町長（庵逄典章君） はい、わかっていますよ。

議長（西岡 正君） 答弁はいいんですね。ごめんなさい。

町長（庵逄典章君） 当然、そうした役割を果たしてきた、また、これまでの歴史というものがあります。

ただ、やはりこの 30 年余り、できてからもう 40 年近く、時代が大きく変わってきていることも確かです。

町としては、そうした住民の福祉や健康、こういう問題については、十分に当然、さらに充実をさせていこうということで、取り組んでいきます。

ただ、先ほど言われた、歯科保健センターが果たしていくべき役割、その中で、訪問診療とか、そうしたものが当時、私も合併後、この施設については、そうした診療活動が重点的にされるべきではないのかなということで、管理者の先生ともお話をさせていただいたんですね。そういうこともやりますということで、お話しが、歯科センターの役割として、一般の診療ではなくて、こうした高齢化、高齢者がたくさん増えてきて、在宅で介護

されている方も多い、そういう方の歯の衛生、健康、これを歯科センターとして重点的に診るべきだろうというような話もあったんですね。

しかし、実態として、先ほど課長が報告しましたように、歯科センターが、そういう業務ができてないんですね。そういう中で、やはり歯科センターだけでできる問題ではない。これは町内の、今、診療所、先生方が、みんな町民のこの歯の健康については、営業としても当然ですけども、やはり責務として担っていただいているわけで、そうした方と協力して取り組んでいかなきゃいかんことだと思います。

だから、訪問もありますし、また、そうした施設とか、そういうところの入所者の健診、また、治療も行っていておりますし、また、学校や保育所とかそういうところの衛生、歯科の予防教育についても、当然、うちも歯科衛生士もおりますけれども、学校医としてそれぞれ取り組んでいただいているわけです。

ですから、そういうサービスが低下をしないような形で、当然、歯科センターの今後のあり方というのは考えておりますので、それは実態ですから、その実態に即してきちっと、当然、今後、あり方が変わっていくというのは、当然、必要なことではないかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それでいいです。はい。
終わります。

議長（西岡 正君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
会場の時計で午後 1 時 30 分から再開しますので、お願いします。

午後 0 0 時 1 0 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。
6 番、石堂 基議員の発言を許可いたします。

〔6 番 石堂 基君 登壇〕

6 番（石堂 基君） 6 番議席、石堂です。

私は、次年度における佐用町森林資源活用計画の推進について、この場で質問します。
なお、質問事項の要旨について、資料中、文字が脱落しておりますので、朗読をもって訂正に変えさせていただきます。

平成 26 年度に策定された、佐用町森林資源活用計画については、本町における森林・

林業の現状を正確に分析し、さらにはその課題の分析から解決に向けたアクション提案が示された計画でした。この計画に基づき、27年度においては、森林経営計画地の拡大や森林組合を中心とした施業体制の見直し、住民参加型の里山整備、木材集積事業など、多くの政策が進められてきました。

こうした中、本年度、28年度の取り組みをさらに充実強化していくことにより、林業の産業化や山間地の活性化が身近な成果となってくると思います。

そこで、次の項目について伺います。

1点目、活用計画最終章で今後のビジョンとして、資源活用の主要方策が示されています。この方策ごとに、新年度における具体的な取り組みを示されたい。

2点目、自伐林家や住民活動を支援するための林業関係講習会の年間開催の計画が進んでいるか。

3点目、佐用町もりづくり協議会、仮称ではありますが、の設置はできるのか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からの次年度における佐用町森林資源活用計画の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の活用計画最終章で今後のビジョンとして、資源活用の主要方策3点が示されているが、この方策ごとに、新年度における具体的な取り組みを示されたいということですが、佐用町における森林資源活用の3つの主要方策については、森林経営計画の策定と森林整備の促進、多様なかかわりの里山づくり、木質資源の多様で高度な活用の拡大を挙げております。

第1の方策、森林経営計画の策定と森林整備の促進につきましては、針葉樹人工林、広葉樹天然林の特徴を踏まえた森林整備を促進することといたしております。

森林保全の推進については、現在、国・県が進めている森林経営計画の策定事業に積極的に取り組むことで、作業道の整備、境界確定などの条件整備や計画的な間伐をより有利に実施することができております。経営計画策定により、荒廃が進む森林を地権者や施業者の管理下におくことで、災害に強い森林の再生が可能となります。

町では森林経営計画の策定について、新年度では前年度に比べて2割程度、策定予定面積を上積みをして、事業に取り組むこととし、町単独・森林保全間伐促進事業による1ヘクタール当たり5万円の補助金制度も継続をしてまいります。同様に造林事業についても目標を上積みした予算により事業推進を図るよう考えております。

第2の方策で、多様なかかわりの森づくりについては、佐用町の里山の保全や活用を住民組織により維持管理していただくことが大事かと考えます。そして、未利用材の木質バイオマス資源やシイタケ原木などへの活用が挙げられます。これらについては、国・県が推進する森林山村多面的機能発揮対策事業や住民参画型森林整備事業など補助事業に取り組む団体へ、支援及び事業推進を今後も継続をしてまいります。

木材ステーションにつきましては、昨年10月の開所以来、2月末現在で180トンを超える木材の搬入がございました。登録者も個人・団体合わせて28名に及んでおります。平成28年度の目標、200トン以上を目標に事業の推進を図りたいと考えております。

第3の方策、木質資源の多様で高度な活用の拡大については、木材の建築資材としての活用のほか、バイオマス発電燃料供給対応やシイタケ原木販売など、従来とは異なる販路

を開拓することを考えております。

現状では、赤穂市に所在する日本海水の製塩工場発電施設用の木質バイオマス燃料の需要が増加しており、木材ステーションへ搬入された木材もまきとして加工し販売するもの以外は全てバイオマス燃料として出荷をしております。当面はより多くの未利用材を集出荷することに重点を置いて事業の推進を図りたいと考えております。

また、ミツマタやセンダンなど、成長が早く付加価値がある森林資源の発掘や販路の開拓についても積極的に情報収集等を行い、佐用町モデルの構築に向けた研究を進めてまいりたいというふうにも考えております。

次に、2点目の自伐林家や住民活動を支援するための林業関係講習会の年間開催の計画は進んでいるかのご質問でございますが、具体的な研修・カリキュラムについては、現在発表する段階ではございませんが、兵庫県などの外郭団体の新年度事業計画を見据えながら、昨年開催した初心者向け講習会のほか、ステップアップ式のより高度的な内容の講習会も新年度は開催したいと考えております。

将来的には宍粟市に開設が予定されております兵庫県立森林大学校との連携も視野に入れ、より高等な林業知識の習得や林業経営者を目指す方への支援制度の確立、Iターン、Uターンを含めて、若い林業家の育成を目指していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の佐用町もりづくり協議会の設置はできないのかのご質問でございますが、現在、自治会や有志らで構成された活動グループが町内に17組織あります。これらのグループは森林山村多面的機能発揮対策事業や住民参画型森林整備事業など兵庫県の推進する補助事業に平成25年度から取り組んでおられ、本年度で3年間の最終年を迎えるグループのほとんどが平成28年度以降もこれを継続することを希望されております。

このようなことから住民の森林整備に対する関心や期待は高まっていると考えられますが、国や兵庫県の事業予算は縮小傾向にあるのが現状でございます。

町といたしましては、せっかく高まった機運を逃すことなく、これらのグループが長年にわたり、地域で活動が続けられる環境を整備することが、今後、非常に重要になってくると考えております。

現状においては、より多くのグループが長期間活動を続けるために、各種補助申請の事務支援や林業資機材の購入助成制度の制定、また、安全技能講習会の開催、グループ間の情報共有化など実質的な支援が必要かつ効果的であるというふうに考えております。

しかしながら、将来的に民間事業者の参入や活動グループの統合が進み、広域化や大型施業に取り組む団体が現れた場合には、現在の木材ステーションでは容量的に受入れが困難になりますので、新たな中間土場の設置や運営組織も必要となろうかと思えます。そして、活動グループ間での調整事項も増えることが予想されますので、核となる協議会またはNPO法人等の設置が必要となるのではないかと考えております。

そうした協議の設置については、今後の活動の進展を見据えながら考えて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6番（石堂 基君） それでは、再質問なんですけれども、少し町長の答弁を確認する意味で再質問のために担当課長のほうにも質問させていただくことがあるかもわかりませんが、そこは適宜、どちらかのほうで答弁のほうをよろしくお願いします。

まず1点目の経営計画の推進ということで、28年度においては、これまでの分に加えて20パーセン増ぐらいでということですが、一応、24年から始まって27年、年度末はまだ、控えているわけですが、おおむね経営計画が樹立策定されたところの団地数、それから対象面積、事業面積、これについて、もしわかれれば、答弁のほうをお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、策定年度でございますが、まず、26年度は1件でございます。ちなみに年度につきましては、計画をする年度に所属する年度申しますので、若干、策定年度が違いますので、ご承知願いたいと思います。

まず、平成26年度につきましては、1件で、49.63ヘクタールでございます。

平成27年度が5件で353.05ヘクタールの計画策定でございます。

ちなみに28年度につきましては、4件で200ヘクタールを見込んでおります。以上でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6番（石堂 基君） 20パーセント増がおおむね4件で200ヘクタールということで、本町の施業規模というんですか、町独自の施業規模、組合の機械量なんかを考えると、着実に自らが消化していける事業量に伴う計画の策定かなというふうに思うんですけれども、これ計画自身をくくれるところというのは、まだ数多くあると思うんですけれども、計画地を早めにくくって、できるなら3年ないし5年で消化しなければいけない施業については、町内で賄えない部分については、町外、あるいは県外なんかの労務班を利用するとか、請負に出すとか、そういうような形で、経営計画地を増やしていったら、整備を進めるといような考えは、これはあまり考えていないですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） その施業を実際に実施している団体としては、基本的には森林組合を想定して計画をさせているわけですが、森林組合だけの能力では、実際、実施できないところについては、他の町外から林業施業隊をお願いをしていくということ、これも考えなければならないと思ってます。一部、そういうことで、お願いをしております。

ただ、まだまだたくさん当然これ経営計画始まったばかりなんですけれども、実際に経営計画を立てる中で、どうしても森林が集積したところ、分散せずに1カ所で40ヘクタール、50ヘクタールぐらいが植林がされているようなところを中心に計画を先に進めている状態です。

それで、施業においても、非常に地形的なところ、あと位置的な問題で、非常に施業が難しい、手間のかかるところもたくさんあるわけです。最終的には、そういうところもきちっとやっていかなきゃいけないので、そういう面も含めて計画的にこれから森林組合が、

ああした高性能の資機材も入れて、あと直営班、また委託する班、そういうところも踏まえて考えながら、5年先ぐらいまでの実際事業量というのを、ずっとローリングしながら確保していかないと、森林組合自体の経営、また、そうした労務班なり、機材の活用についても、なかなか効率的にこれを運用していくというのが難しいわけです。仕事が切れてしまうということでは困りますので、そういうことも考えながら、今、計画では、将来的には、少なくとも10年先ぐらいな仕事量を計画地を構想しながら、当面、5年ぐらいな部分は、具体的にどこを計画をしていくというような取り組み、そして実際には、毎年、ローリングしていくという形で進めようとしているわけです。

全体の面積が、森林面積、2万6,000ヘクタールぐらいあって、その中で人工林と言われるところが半分ぐらいということなんですけれども、かなりこれまでの災害等で、そういうところが倒木してしまったり、実際にはいい森林・木材ができない。そういう山も増えております。荒廃したところも増えております。

そういう中で、できるだけ早くやらなきゃいけないところ、また、効率のいいところ、そういうところを考えながら計画を進めているのが現状です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

10 番（岡本安夫君） そうした優先的に、ある程度の団地を選んでいくという中で、これまでの議論の中でも、答弁で確認をさせていただいたんですが、1つには大規模な団地ということで、さらに言えば、特に町内、過去の災害なんかで林道、あるいは作業道が非常に傷んでいるところ、とてもじゃないけど、単独では災害復旧ということが地元ではできないというようなものがセットになっているところを、しいて言えば、そういうところに公共投資の意味も兼ねて、そういうところ優先的に計画地に含めていきたいという提案があったと思うんです。それは、非常にいいことだと思うし、逆に言えば、1つの団地が大きくなればなるほど、1つの計画を策定するのに、関係者も多くて、計画策定までに時間を要するということで、それは、5年先どころか、やっぱりある程度ピックアップされた、多分、町内では5、6団地だったと思うんですけれども、それを優先的にやっていくというのは1つだと思うんです。

それと、もう1つ提案なんですけれども、実質可能なのかどうなのかわかりませんが、やはり大規模な団地、ある程度整備された人工林の団地ということで、1番に考えられるのは、やっぱり分収林だと思うんですね。そうしたところが集中的にいいのか、規模の大きいところ、これらも念頭において、そういうふうなところを計画地、候補地として上げていくという手があるかなと思うんです。

特に、分収林については、各旧町なんかでも実態は、多少違うかもわかりませんが、上月なんかで考えてみますと、やはりある程度、林道なり町道なりが整備されているところで作業にも入りやすいと。ただ、残念ながら災害なんかで、なかなかうまく林道とか作業道が使えないというようなこともあります。

いずれにしても、造林をそれまで手がけていて、ある程度の整備もされているので、木に関しても、まあまあそれぞれの年数に応じた形での用材なり単価というのが見込めるような団地が多いと思うんですね。

そのあたりからすると、この分収林というのは非常に魅力かなと思うんですが、実際、今現在、佐用町内で、その分収林、タイプとしたら県行造林とか、公社造林、公団、あるいは町行造林なんかあると思うんですけれども、おおむねどれぐらいの面積があるのか。

団地数というんですか、そんなんもわかれば、団地数と面積がお答えいただけたらなと思うのですが。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、町内の機関造林でございますけれども、官行造林が町内で3カ所、192ヘクタールでございます。

それから、県行造林につきましては10カ所で46ヘクタール。

公社造林につきましては、73件で1,072ヘクタール。

公団造林、これは森林総合研究所ですが、そのところにつきましては22件314ヘクタール。

あと町行造林につきましては、62件で249ヘクタールでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6番（石堂 基君） 団地数が相当なので、1団地では面積的に大きいところも小さいところもあるかなと思うんですけれども、特に取り扱いが難しいのも、中には契約相手の中であるかなと思うのですが、少なくとも町行造林等については、ある程度優先的に考えることもできるし、地元の理解も映えへんかなと思うんですが、こういうところを計画地に優先的に含めて行くということは、1つは考えていくべきことだと思うんですが、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） それは、もう当然です。これまでも、こうした分収林の施業、育成については、森林組合が深くかかわってきたところでありまして、この分収林もほとんどのところが、いわゆる伐期、当時の分収計画していた期限をこして、新たな再延長をしていくとかですね、分収契約、そういう状況に、今、なっているわけです。

その段階で、全部皆伐をしてしまうということもあるんですけれども、先ほど、課長が申しましたように、非常に町内たくさん、そういうのがあって、これは一番中心に核にして今後の経営計画なり、その運営においては、事業を実施していきたいと思っております。

ただ、私は、こういうところだけをやるのではなくって、やはりこれまで、あまり手をつけることができてない、一般の林業家の個人有の所有林ですね、こういうものをまとめて計画をして、この管理をしていく必要がある。ほとんど、きちっと個人の林業家の方で、管理もして、いい山にされている方もいらっしゃるんですけど、多くが全然間伐、また、枝打ちもされてない、そのままというような山もたくさん見受けられるわけですね。こういうところは、こうした経営計画に入れて、計画の中で取り組まないと、このまま放っておいても、いつまでたっても、そういう状態が解消されないというか、よくならない。

まだ、分収造林なんかについては、そうは言っても、ちゃんと、それぞれの管理者がいいますから、そこが計画的にやってきておりますので、そういう意味で、町全体で取り組ん

でいくわけですがけれども、分収造林の、今、課長が申しましたところも、まず、今後の経営的に考えて、事業の経営として考えた中では、1つの核になる山林だというふうに捉えて取り組んでおります。

既に、この経営計画の中でも、先ほど申しました何件というのにも、そうした山、山林が当然含まれているわけです。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） 一般の林家の未施業のところの森林施業をしたいという思いは、当然、わかりますし、それが極平準化してできることによって、佐用町の森林資源というのは、非常に整備されてくると思いますが、ただ、残念ながら、経営計画ということになると、1つの大きな林班を組まなければならない。一般の林家ということになると、それぞれ小さいものを、あちらこちらに持っているということで、なかなか林班でくくりにくいので、よほど、それぞれの所有者に対して、山の整備に対する刺激がないと、なかなか話がまとまりにくいのかなというふうな気がします。

それがためにも、今やっているさまざまな事業というのを、幅広く展開していった山の整備に対して住民の方の理解を得ていくというのが、最優先かと思います。それについては、また、後段触れます。

次ですけども、2点目として、多様なかわりの森づくりということで、直接的には、27年度に始まりました木の駅さようですがけれども、これについても2月現在で180トン、3月を超えれば200トンを優に超えるような実績の数字が上がってこようかなというふうにお聞きをしたんです。

28年度においても200トン以上という目標で、28年度の目標が非常に低いかなというふうに思ったんですけども、この27年度実績で、一応、出荷量なりの見込み、あるいは登録者についても28名ということで、今、回答をいただいたんですが、この28名について、団体、個人の別がわかれば、その内容と、それと、一応、集積された180トン、もう200トンを超えようかという、その材、これらについての行き先について説明のほうをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、木材ステーションさようの登録件数なんですけれども33件ございます。そのうち、個人としての登録が21件、団体としての登録が12件でございます。

あと出荷量につきましては、先ほど、町長申しましたように180トンだったんですけども、昨日の数字を確認しましたところ、235トンの集荷がありまして、そのうち200トンを出荷しておるという状況でございます。

この3月末までには、250トン程度になるのではないかなということで、期待をしております。以上でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） もう 1 点、一応、これだけの荷物が入ってきて動いている状態というのが確認できたんですけれども、実際、その収集というのか、搬入、それから出荷、出荷先は、以前にも言われていたように、一応、チップのほうに合やすということで、そこが出荷先だろうと思うんですけれども、実際に登録者から搬入されていく、出荷する、あそこの土場でのトラブルというんですか、問題とか、ちょっと最初想定していたこと以外に、いろんな支障が出てきたとか、そういうようなものは、今現在出ていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、団体の方をお願いいたしまして、一番最初の出荷の時に、町職員が同行いたしまして、積み方なり、あと末口径なりのお話をさせていただいておりますが、特に大きなトラブルありませんけれども、規定より長いものや細い木材が若干入っておったということは聞いております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） ここは希望というのか、実際にトラブルになっていない状態なのかもわかりません。

私、登録者の一部の方から聞いているのに、やっぱり荷下ろしとか整理の段階で、相手方、大きい、例えば端ころとか、あのたぐいになると、なかなか現場での取り回しが人力ではやり辛い。搬入していくのに、大の大人が 4 人も 5 人も行くわけじゃないですから、軽四には 2 人しか乗れませんから、それで、あそこで端ころみたいなやつを整理するのに、なかなか人力ではうまくいかないと。例えば、あそこに置いてある重機の使用であるとか、あるいは下したら、将来的には専門の職員がいて、そこに整理していただけるんでしょうけれども、もう少し搬入車、登録者が持って行った時に利便性が図ってもらえるような、そういうようなことも今後必要じゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 当然、そういうことの今後、段階的に整備をしていくつもりで、当初からいるわけなんですけれども、いっぺんにはそれはできません。

それで、この後の質問にもありましたが、4 月からは、そうした森林事業に対する地域おこし協力隊を採用するというので、こうした木の駅等の運営とか、そういう管理、そ

いうことにも、そうした職員を充てたいというふうにも考えておりますし、また、この木材ステーション用に、森林組合として、そうしたグラップルも購入をしたということで、これも機械の講習を受けて、免許も取ったりはしなきゃいけないんですけど、搬入していただく、最近の木を見てみますと、やっぱり山で非常に長年放置されて木材そのものが年数がたって 50 年、60 年というような気が入ってくるわけですね。ですから、なかなか人力だけでは取り回しがつかないというような状況もあります。

ですから機械化、機械で、そういう形で整理もしないとできないだろうというのがありますので、まずは、去年の 10 月から、まだ 5 カ月ほどになるんですけども、たくさんの方にこうして関心も持っていただき、また、利用もしていただける状況が生まれてきておりますので、これをさらに進めていく、そのための条件整備というのが、先ほど言われたようなことも考えていかないといかんと思っています。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） そのために、一応、この 3 月、4 月ぐらいで登録者の関係の出材というのが、おおむね峠を越すと思うんですよね。春になれば枝葉がついてくるので、なかなか取り扱い量は減ってくると思うのですが、おおむね一段落したら、新年度になって、その登録者なり出荷者というのが把握できているわけですから、そのあたりとの意見交換というんですか、情報交換は組合がするのか、農林振興課するのかわかりませんが、一度やるべきだと思うんですね。

そうした中で、搬出というんですか、いろんな情報交換もできるし、技術支援、こんな講習会やってほしいんやというようなことも聞けると思うんですけれども、そういうふうな機会は持たれる予定になっていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） そういう機会を持つことは重要かと思いますが、とりあえず、今のところは、そこまでは思っておりませんでした。

ただ、機械の講習会とか、そういうことにしか頭が回っておりませんので、意見交換会ということは、ちょっと思っておりませんでしたけれども、石堂議員が今言われます、とりあえず 4 月、5 月になれば、搬入は一段落すると思います。できましたら、農作業等が一段落した時点で、1 回考える必要があるのではないかと考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） これは、一応、自伐林家なり住民活動支援する質問項目の 2 つ目の林業関係講習会とも関連はすると思うんですけれども、田上がりとか、梅雨が終わってからとか、お盆前とか言わずに、早々とやっていただきたいという気はします。お金かかりませんから。

実際には、それだけ、その活動に対して、先ほど、町長言われましたけれども、17 団体ぐらいは継続的に、また、やっていただけるので、そういうようなところを軸にして、今後の活動も進めていきたいというふうに言われていたので、できれば、早い段階で声をかけて、いろんな要望とか意見を聞くだけでもいいと思うんです。そうした中から、今の木の駅の使い勝手というのが、もっとよくなるだろうし、搬出意欲もわいてくるだろうし、さらにさっき課長のほうからも出ていましたけれども、やっぱり技術講習会とか研修会なんかについても、どのようなものが必要なのか、どの程度のレベルのものがいるのかというのは、やっぱり実際に、この半年間の間に山に入っていた登録者の方々の技術レベルと言うのも聞くことによってわかるので、それに応じたものを、まず最優先にやると。当然、それは段階的にスキルアップもいるし、もしかしたら、搬出で機械使ってやりたいんやというような方もいらっしゃるかもわかりません。

やっぱり、いろんな講習会、研修会というのが必要だと思うんですよね。そういうようなものを把握するためにも、今現在のその登録者の方との意見交換とか、情報交換の場というのが早急に僕は必要だと思うんですが、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） そういうご意見いただきまして、それも当然、言われるように必要なことだと思います。

ただ、そういうことが、すぐ4月にできるかどうか、これは担当のほうで検討させるということをお願いします。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

6 番（石堂 基君） それと、もう1点、先ほどの答弁の中に出てきました、今回、募集をして決定をされた地域おこし協力隊、この方について、具体的になんですけれども、林業部門においては、先ほど、一部、木の駅さようのほうの運営なんかにも当たらせたいということだったんですけれども、具体的には、そこの常駐いうか、専従いうのか、あるいは組合との関係とか、そのあたりは、もう少しイメージできるような具体的な活動内容というのは、今、考えられていらっしゃいますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 今回、そうした採用する中で、林業部門で協力していただく方、どうしても、林業経験者というのはありませんでしたので、初めて、そうした関係の仕事を、これから取り組むということですから、まずは、山のこと、今の全体の今の状況、そして、道の駅なんかをとおして、そうした林業作業をして、伐採したり、団体の方々の状況を見て、地域で行っている里山林整備とか、それから、森林組合で行っている計画的にやる間伐の状況を見たり、こういうことを、ある程度、総合的に勉強してもらわなければ、すぐにこれをやりなさいと言っても、これはできないと思います。

私のイメージとしては、まず1つは、そういうことを勉強するためにも木材ステーショ

ンというところを、ある程度管理を含めて、そしてそこをとおして、そうした方々とのいろんな意見、話を聞いたり、また、現場を見たり、そういうことをしながら、今後さらに、どういう協力といいますか、どんな取り組みをしていただくか、これはまた、それに合わせて、その来ていただく方の状況に合わせて逐次、指示をして、考えていきたい。検討していきたいなというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） ぜひ、そういう現場に入れる、ある程度、例えば、機械を取り扱うにしても、チェーンソー1つ取り扱うにしても、それを取り扱うだけの資格とか、技術が必要なので、すぐ現場に出て何々しなさいというのは無理だと思うんですね。

それで、今現在、何ができるのというのは、今の答弁のとおりで、本当に現場を知ることだと思うんです。そうした中で、じゃあ、農林振興課とか森林組合が現場に連れて行って、こうこうと言っても、僕は、そうはうまくいかないと思うんですね。

今現在、まだ2月、3月、4月もあると思うんですけれども、まだ、その木の駅に出材というのは何ぽか出てくると思うんですよ。そこに出てきている登録者の方々と、まず知り合って、その登録者の方々、どういうふうな作業で、ここにこういうような物持ってきているんやということで現場見に行くとかという、そういうやり取りから始まっていくことによって、本当に情報交換もできるだろうし、この佐用という土地を覚えてもらえるだろうし、まず、そこらへんからスタートをして、必然的に、わからないなりに、例えば登録者のここへ行ったら、こういう話が出てきたとかというのは持ち帰ってくるわけですから、それをまた組合の中で消化する。あるいは、農林振興課とつないでいてというようなものも必要だろうと思うんです。

そのためにも、全体の調整会議というんですか、意見交換会みたいなものが、さかのぼってはいると思うんですけれども、そういう機会もぜひ、そういう協力隊の隊員、登場させて、町内の方に広めていただくと。

受入側としたら、逆に言えば、登録者の方にすれば、新鮮だと思うんですね。町の職員が来て、何々言うて帰ったというんじゃないしに、全くの素人の街の若い子が来てというんだったら、手取り足取り教えてもらえるんじゃないかなと。

逆に言えば、いろんな講習会、研修会に行くことも大事ですけども、もっと平らな作業を役場とか組合がお金出さずに地域に入っていって覚えていってもら。保険とか、そういうような対応はしておかないかんですけれども、そういうようなことが期待できるんじゃないかな。

というのが、これ、以前にもお話ししたように、昨年度、産業厚生常任委員会で行きました、島根県の津和野、あそこで協力隊が1人じゃなしに、あそこは複数人が中心になって、今現在、木の駅なりを回していって、林業振興が非常に飛躍的に伸びていっているというのが、やっぱりそこが一番最初だったみたいで、とにかく地域にその協力隊を入れていって、地域の人たちと一緒に作業をさせていって、いろんな話して覚えさせてきたという、協力隊の方からの説明も受けたんですけれども、やっぱりそこが一番刺激になったということで、非常に大事なところなので、できれば本当に機会として、まず登録者の方々と意見交換会の場に、情報交換の場に出して。ということは、逆に言えば、情報交換の意見交換の場を早く4月早々にでも持つ必要があるんじゃないかというふうに、私、思うのですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 協力隊員も、実際に、それぞれ仕事がまだあった中で、ここで決定をして、4月に、その仕事を整理した中で、こちらに、佐用町に赴任してくるという形になりますので、ほとんどの協力隊員が5月、遅い子は6月ぐらいになるかもしれませんね。そういう状況です。

ただ、森林について、その事業については、私も、それなりに山のことは自分で施業もしたり、いろんな経験もしてきておりますから、私もしっかりと教えたいと思っておりますから、私、期待しておりますので。まあ、そういう中で、育てていきたいと思っております。

将来は、こういうことをして、3年間だけという話ではなくって、ここで後、林業経営の指導、引っ張っていけるような人材をつくっていくという、その方に協力してもらって、いろんな事業を進めていく中で、その協力隊員も、ここで経験と、そうした知識を積んで、林業のこうした事業にエキスパートとして取り組んでくれるような、そういう人材に育てただけのようにしていくのが一番大事だというふうに思っています。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

6番（石堂 基君） 私、先ほども言いましたけども、地域おこし協力隊員に知識、技術を教えるのに、農林振興課が教えてもお金かかる。森林組合が教えてもお金かかる。町長が教えたら、さらにお金がかかる。

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

6番（石堂 基君） いやいや、地域の方にお任せをして育ててもらう。一緒にやる。必要なのは、そういうスタンスだと思うんですよ。

まあ、それは概念だけのお話しになるので、この辺でやめておきますけれども、最後に1点、これは事前の質問通告に入れてなかったのですが、ただ、質問事項とは関連するので、もしよければ、その考え方だけ示していただけたらなと思うんですが、私、質問項目の中で、木質資源の多様で高度な活用の拡大ということで、3つの主要方策の中にあるんですが、過去のこれまでには、建築用材であるとか、バイオマス、あるいはシイタケ原木というような高度利用ということで、町長も答弁されました。

強いて言えば、プラスCLT用材であるとかいうのがありますが、昨日、ある方の質問聞いていて、多分このことだろうなと思ったのが、例のCNF、セルロースナノファイバーですね。これについて、世間にはいろんな情報が飛び交っていて、いつのことやらという話もあると思うんですが、実は、私、最近、日本製紙の方とお話をして、昨日のお話しでは、何か、繊維業界のほうが先んじているんやというような話があったんですが、実は、専門誌というか、専門情報なんかをずっと見てみると、このセルロースナノファイバーで言えば、製紙業界が一番進んでいるみたいですね。

実際に、日本製紙の岩国工場なんですけども、もう既に、試算ライン、試作品のライン

が去年できてまして、これ年間 30 トン、とりあえずつくっているというふうに言われています。

今年、2016 年に量産ライン、数量は年間 300 トンなんですけれども、もう計画してやるといふに、実は、昨年の試算ラインの中でできたものを、もう既に、市販の紙おむつなんかに入れて、市販しているというふうなことを言われてました。

それで、まあまあ、そんな技術的なことは、よくわからないし、そこが質問要点じゃないんですけれども、要は、これまで雲の上のような話だった話、このセルロースナノファイバーもそうですし、バイオエタノールもそうですし、あるいは、木質から水素をつくるという話もそうだと思うんですけれども、非常に現実的になってきている点がひとつ、そろそろ目をつけていかなければいけないのかなということで、これは、本当に一般質問の趣旨なんですけれども、町長の政治姿勢を明らかにということか、聞きたいがために聞くんですけれども、着目点を変えて、変えてじゃなしに、いかにこの佐用町の材を有益的に使うかということで、さらに高度な活用ということで、こういうふうな C N F の生産拠点、そうしたものを誘致するとかいうふうなこと、これ長期的には、頭のどこかに入れていってもいいのじゃないかなと。

それも、先々の話じゃなしに、例えば、先ほど言いました製紙業界のケースで言いますと、生産コスト、バイオエタノールにしても、このセルロースナノファイバーにしても、結局、量産単価が、コストがどれぐらいなんやという話ですよ。

去年単価、2015 年段階の試作段階で、既に公になっている数字としたら、例えば、炭素繊維、これが 1 キロつくるのに 3,000 円、今、かかるらしいですよ。今現在、このセルロースナノファイバーというのは、まだ、5,000 円から万の中らしいんですけれども、これは既に 1 キロ当たり 1,000 円に、多分、5 年ぐらいの間に、多分じゃなしに具体的にもう数字出ています。2020 年までにキロ 1,000 円になると。そこから先、キロ 500 円になるというふうに、もう研究成果として出ているんですね。

これは今度、需要とのバランスが、また、出てくるので、1,000 円から先というのは、また、未知数みたいですけども、となれば、この生産拠点なんかをつくるという話は、そんなに遠くない話だと思うんです。

既に、日本製紙の工場内で、従来あった試算ラインを組みかえて、量産ラインにする。規模も聞けば、そんなに大きくない。結局、機械的な粉砕と、価格的な粉砕なんで、タンクの中で行われる作業だろうとは思いますが、それから考えると、こうした物の生産拠点を佐用町が誘致するというのを、いち早く手を上げるなり、研究やっていって、例えば、そういう製紙業界から情報仕入れていって、研究施設、うちでつくってください。その材は確保します。人工林から広葉樹から、いろんな物をそろえられるわけですから。

こういうふうな考え方というのは、町長、いかが思われますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 森林については、長年、なかなか価格が上がらないというのは、需要がない。そういう中で荒廃をしてきたという時代が続いてきたんです。そういう中で、ここ数年、バイオマス発電という、発電燃料、それも従来と変わらないあれなんですけど、改めて、そういう面での活用が出てきたり、C L Tにしても、これは建築用材、建築ですよ、この使い方、そういう使い方できますよという、これ何とか国としても、戦後植林してきた、こうした特に人工林、これが成長して、もう既に伐期を迎えて、これを活用していかなければならないという、そういう中で、新たに、今、全くこれまでとは利用の方法が違う、セルロースナノファイバーという、こういう技術、これはやはり新しい技

術として脚光を浴びてきたと。これは、非常に森林資源を持っている地域にとっては、非常に大きな明るい話題ではないかなというふうに、私も期待をしているところでございます。

そういう中で、ただ、今は非常にコスト高いんですけれども、たくさん使おうとしては、コスト安くしなきゃいけないというのはわかります。

ただ、問題は、どんどんコストが安くなって、コストで生産製品が、今、言われるように、500円ぐらいにキロなってしまうと、今度は、最終的にいつも、材料を供給する側の、そのこのところのコストが、価格が上がらないと、本当に何もならないというところがあるんですけれども、そういう生産拠点が佐用町に誘致ができれば、それは、素晴らしいと思いますが、ただ、製紙業界なんかが、こうした設備、かなり高度な処理をしていくという話も私も聞いておりますので、これまで何で、製紙なんかが佐用町にできないかというのは、1つは大きな水の問題とか、そういう地理的な条件、いろいろな条件です。

ですから、なかなか、そうした生産拠点をという思いは、当然、持ちたいと思います。そういうことも研究、簡単にできるものなら、今、石堂議員がおっしゃるような方向で努力もしたいなというふうな思いはありますけれども、そうした新しい技術で、新しい利用ができる、そういうことを踏まえて、やっぱり資源をこれから大事にしておくことは必要だと思います。

もう、今は、何も利用ができないんだと言え、山を持っている人が、ただ同然で、どんどん切って出してくださいというようなことではなくて、山には、それだけの価値があるということで、少し、条件のいい場所なんかについての木は、その財産としても、しっかりと管理もしていくという思い、ことは、これから当然、将来どれだけ利用になって、それが大きな宝になってくるか、その可能性が生まれてきた以上、そういう面でのこれから町民の皆さんへの情報としても、そういうことが可能になってきていますよというようなことは、十分に情報を流していく必要もあろうかと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） 生産拠点を夢のようにつくる話、夢のようにじゃないんですけれども、私は、まだ、希望を持っているんですが、水のことは伏せておこうかなと思ったんですけれども、やっぱりわかりましたか。

いや、でも、従来の製紙会社が使っている製紙パルプ、あれを生産する水の量に比べて、やっぱり科学的な薬剤とかを使う関係で、水の量は少なくてすむという話、ここまでは聞いております。

ただ、それがどれぐらいでという話は、まだ、聞いてませんけれども、ただ、夢として、せっかく従来の建築用材が、紙になるチップから、今度、バイオマス燃料になるチップに変わっていった。さらに言えば、まだバイオエタノールも希望が持てる。その先にも、まだ、こういう物があるんやということで、やっぱり地域の宝として、これだけの材、山があるところ、これをきれいにすることによって、地域に対しても、相当大きな恩恵、恩恵どころか、やっぱり地域環境なり防災面でもそうですし、そこに地域経済つくっていくこともそうです。あるので、そういう希望は、最後まで持っていたきたいなと。

これをセルロースナノファイバーを考えた時に、本当に今、1つの流れしてですけれども、木の駅がスタートした中、これが5、6年後には、それがつぶれていって、全日空の飛行機になるという、いわゆるサプライチェーン、こういうようなものができたら、本当

にすばらしいなど、夢を持って、また、これからも山の関係での一般質問をやっていこうかなというふうに思っています。

最後にもう1つ、これは12月の議会の時にも、少し提案をさせていただいたんですが、これだけのいろんな情報、そして、山に対する思いを皆さんに変えていただく、変革していただく機会として、町内で一度、森と山、木、これらの講演会、講習会、何かの機会にやっていただきたいなど。

それで、前提案したのは、ちょうどタイミングよく12月9日、町長も行かれたテクノでの管内の林業関係者を対象にしたバイオ材の協議会の講演会、あの時に、石堂則本さんがお話をされて、その後に佐用では、経営者協会とかというようなところでも同じような内容で、ネタを短くしてお話はされてますけれども、あの話の中に、今、語られているようなことが全て網羅されているので、本当に山を持っている、あるいは木に関心があるという方からすれば、非常に興味深い話だろうと思うんです。これは、林業関係者にかかわらず、当然、今でしたら各生産森林組合もそうですし、こういうふうな木の駅に登録されている方もそうですし、各地域で里山整備なんかをされている事業団体もそうだと思うんですけれども、それから各自治会もそうですよね。そういうところに全部呼びかけることによって、山がこういうふうにして変えられるよ。木がこういうふうにして使えるよということを、ぜひ1回町民の方に知らせる機会をつくっていただきたいと思うのですが、この件については、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 本当に佐用町には、石堂元県議が非常にこういう取り組みに熱心に取り組んでこられて、県森連の会長もされております。そうした、今、石堂議員がご質問いただいた、それぞれの話もそういう中で一緒にいろいろと話を聞かれたり、また、情報を得て、いろいろと一緒に考えていただいているんだと思います。

そういうことを、やはり皆さんと一緒に共有していこうということで、佐用町の中でも、そういうこと、今、言われたように、幾つかの機会に町民の方も聞いていただいて、非常にいい話で、興味深かったということも言っていただいて聞いておりますので、これも1つの佐用町にとっても非常に大きな、これから将来的にも夢のある課題だということで、町の講演会として、今、いろんな講演会、講師を呼んで毎年いろんなことはやってます。そういう中で、森林の問題も取り入れて考える。その時には、講師は、ちゃんといて、頼んで、して、協力いただけたと思いますから、そういう機会は1つの学習としても考えたらいいかと思います。

これは農林振興課だけで主体というのではなくて、例えば、生涯学習課の1つの年間の講演会の中のテーマとして取り上げるということもありますので、農林振興課長、今度退職になりますけれども、引き続いてになりますし、生涯学習課長はちゃんとおりますし、また、企画のほうの課長はそのままおりますので、それぞれ今日は聞いておりますので、そういうことは積極的に取り組んで考えていきます。よろしく願いいたします。その時には、講師もお願いするかもしれません。よろしく。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

6 番（石堂 基君） 農林振興課長の件に、私、触れないでおこうと思ったんですけども、まあまあ、これはせっかくいい機会を町長の答弁でいただいたので、農林振興課長は、本当に長い公務員生活の中で、農林業畑一筋と言っていい方なんですね。

若い時は、私はその後ろでポール持ったり、スタッフ持ったりしてお手伝いをさせていただいて、本当に山のこと、特に山のこと田んぼのことというのは、思いがあると思うんですよ。

本当は最後に課長どうですかというような話を思ったんですけども、町長のほうが、そういうような姿勢で、前向きな姿勢を示していただいたので、今日は、その機会はなしになりますけれども、これで私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） 石堂 基議員の発言は終わりました。

続きまして、2 番、千種和英議員の発言を許可いたします。

〔2 番 千種和英君 登壇〕

2 番（千種和英君） 議席番号 2 番、千種和英でございます。本日は、通告書に基づき 3 件の質問をさせていただきます。

まず、1 件目は、人口減少社会における人材育成政策は。2 件目は、利神山の国指定後の取り組みの予定は。3 件目は、農産物直売所の進捗状況はの 3 件でございます。

まず 1 件目でございます。人口減少社会における人材育成政策は。

先日、国勢調査の速報において佐用町は人口の減少率が 9.1 パーセントと、県下で一番高いとの衝撃的な結果が発表されました。

町長としても、要因を調査し対策をとる旨の報告を先日の全員協議会でされました。

佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略においても 3 つの基本方針が示されています。確認させていただきますと、まず第①点、人口が減っても豊かに暮らせるようなしくみを作っていく「人口減少対応策」。

そして②点目、急激な人口減少カーブを少しでもなだらかにしていく「人口減少緩和策」。

そして③つ目、バランスの取れた夢ある新しいチャレンジ「地域の魅力・元気づくり策」の 3 つです。

特に、②点目の人口減少緩和策に対しましては、結婚の促進・子育て支援と積極的に取り組まれていることに対しましては、高く評価させていただいております。

また、①③について、その②を実現させていくためには、官民両面の人材の必要性を感じております。町長においてはどうお考えでしょうか。

まず町職員についてでございます。合併後職員数は大幅に減少をしております。年齢構成も若手職員の比率が低くなっております。将来的に地域課題は多様化・深刻化することが予想され、その業務負担も大きくなると考えております。その対策としての職員の人材育成はどのように取り組まれているのでしょうか。

また、職員の中からの企画・提案を具現化できるようなしくみ・制度というはあるのでしょうか。あるとすれば、どのような制度で、どれくらいの提案があり、過去には、どんな成果があったのでしょうか。

また、地域住民の方々の協働、活躍も大きな力としてお借りする必要があります。③つ目に示してあるような新たなチャレンジをするための支援策は考えられないのでしょうか。

一例を挙げますと、合併直後に実施された合併記念事業、住民主体事業の取り組みの再度実施です。目的としましては、既存団体以外や現状活動補助を受けていない団体の活動の支援です。これの効果としましては、ルールに基づいた企画・運営・決済・報告、この一連の作業ができる人材の育成につながると考えます

このような、官民両面の人材が育成され、協働で地域課題に取り組んでいくことこそが、人口減少を緩和させながらも、現実の減少を見据えた、新たなチャレンジにつながると考えますが、町長は、どのようにお考えでしょうか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、お答え願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今議会最後の一般質問になります千種議員からのご質問にお答えをさせていただきます、千種議員からは、まず、人口減少社会における人材育成政策はとのご質問でございますが、まず最初に、議員の皆様におかれましても既にご承知のこととは思いますが、先月発表されました平成 27 年国勢調査の人口速報集計結果について、今、千種議員も質問の中で数値も申されましたが再度確認をさせていただきたいと思えます。

昨年 10 月 1 日現在の日本の人口は 1 億 2,711 万人となり、大正 9 年の調査開始以来、国勢調査においては初めての人口減少という結果となりました。このことは既に、住民基本台帳法に基づく人口や、推計人口といった別の指標で予測がされていたこととありますが、改めて我が国が、今後長期にわたって人口減少時代を迎えるということを再認識した次第でございます。

また、全国 1,719 市町村のうち、1,416 市町村で人口が減少しており、その割合は全体の 82.4 パーセントを占める一方、人口が増加したのは首都圏の自治体が多数を占めており、東京一極集中の傾向にも歯止めがかかっていない状況が明らかとなっております。

また、昨今の全国的な地方創生の潮流のなかで、いわゆる成功事例として頻繁に取り上げられている自治体においてでさえ、大きく人口が減少している事例も相当数見て取れます。

このことは、一時的な話題性にとらわれず、人口減少に対する政策の分析を、長期的に冷静に行っていく必要があることを示唆しているのではないかと思います。

一方、兵庫県内の市町村の状況を見ますと、千種議員のご指摘のとおり、残念ながら本町が県内で最も人口減少率が高くなったところでございますが、減少率の上位には上郡町、また、多可町、養父市、香美町などが名を連ねており、おおむね西播磨や丹波、但馬、北播、北播磨等の中山間地域の自治体の人口減少率が高くなっております。

この国勢調査による佐用町の人口は 1 万 7,508 人で、平成 22 年の人口 1 万 9,265 人と比較して約 9.1 パーセント、合併時の平成 17 年の人口 2 万 1,012 人と比較しますと、16.7 パーセントもの減少となりました、残念ながら人口減少に歯止めをかけることができおりません。この要因としては、転入・転出者の差による社会減の影響もさることながら、出生・死亡の差による自然減が年々拡大傾向にあることが大きく影響をしていると考えられます。

ご質問のとおり、本町では昨年末に佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略を策定をしたところでございます。今後、この人口ビジョン・総合戦略をもとに、人口減少という課題に対して、これまで以上に重点的に取り組んでいくということは言うまでもございま

せんが、そもそも本町における人口減少は、今に始まったわけではなく、国勢調査で言いますと、昭和 22 年の 3 万 8,947 人をピークに、これまでも一貫して人口が減少をし続けてまいりました。そういった意味で、この人口減少、また、過疎化の問題は、私たちがこれまで何十年も向き合ってきた大きな課題でもありますので、一朝一夕に解決できる魔法のような政策は、残念ながらと言わざるを得ませんが、ご質問の中で評価もいただいております男女の出会い・結婚のサポートや、充実した子育て支援策等の人口の自然減の緩和に引き続き取り組みを行いながら、当 3 月議会で予算審議をいただいております、平成 28 年度からの定住・移住促進策等の人口の社会減の緩和の取り組みをさらに加速をさせ、急激な人口減少カーブを少しでもなだらかにしていく人口減少緩和策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご質問の中で言及いただいておりますので、詳細な説明は割愛させていただきますが、先ほど申し上げました人口減少緩和策とあわせて、人口が減っても豊かに幸せに暮らせるようなしくみをつくっていく「人口減少適応策」、佐用町に住む方が人口減少社会の中にあっても夢や元気を持って暮らすことができる「地域の魅力・元気づくり策」を 3 つの基本方針として地域創生の取組を進めていきたいと考えております。この基本方針の根底にある考え方は、総合戦略にも記載をしておりますとおり、人口という数量的な指標に過度にとらわれるのではなく、一人一人の住民に向き合っていくということ、つまり一人一人の住民を大事にすること、ひいては、佐用町の人材を育成していくことを大原則といたしております。

「まちづくりは人づくり」。月並みな言い方ではありますが、このことに異を唱える方はいらっしゃらないと思います。私も全くそのように考えております。

以上の基本的な考え方を踏まえまして、以下、個別のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町職員の人材育成に関するご質問であります。議員のご指摘のとおり、職員には、人口減少時代や地方分権の進展、グローバル化の進行、住民ニーズの多様化・多発化などの環境の変化に的確に対応して、本町における職員数の大幅な減少下にあっても、効果的・効率的に業務を遂行していくことが求められております。そのためには、職員に対する人材育成は、必要不可欠なものであると認識をしておりますので、本町におきましては、佐用町職員人材育成基本方針を平成 26 年 10 月に策定をしております。この方針に基づき、各種研修などの人材育成に取り組んでおりますが、内容といたしましては、自己啓発によるもの、職場での実務経験、上司等による指導・助言、人事評価などがございます。

具体的な職員研修の内容としましては、兵庫県自治研修所が実施をいたします、監督職等の職位ごとの研修、また、政策形成実践研修、行政法研修等のテーマごとの研修。また、兵庫県市町村会が実施をしております課長・係長・中堅職員を対象とした研修。兵庫県市町振興課が実施する専門分野に特化した実務担当者研修。また、全国市町村国際文化研修所が実施をしております、時代の変化にも柔軟に対応できる意欲と能力を兼ね備えた人材の育成のための研修などがございます。

また、庁内研修といたしましては、外部から講師を招いて、文書作成能力向上や政策法務、マネジメント能力向上やクレーム対応に関する研修などを実施するなど、毎年テーマを変えながら、2 講座以上の開催を行っております。特に最近の研修については、話を聞く一方のいわゆる講義型ではなくて、ワークショップやグループ討議等を組み合わせた参加型の研修を主流としており、人材育成基本方針に掲げている「自ら気づき・考え・行動する職員」という職員像を目指す上で、非常に有意義なものとなっていると考えております。

また、このような派遣型の研修や役場内の研修だけでなく、職員の人材育成について

は、住民の皆さんとともに考えることが重要であると思います。

昨年開催をいたしました「未来の SAYO を考える若者ワークショップ」では、住民の皆さんとともに中堅職員も参加させていただき、ともに意見の交換をさせていただきました。また、一部の若手職員ではございますが、民間のまちづくりグループ等の会合にも参加をさせていただき、意見交換等もさせていただいているようであります。

さらに、平成 28 年度からは、新たな人事評価制度を導入をいたします。能力評価においては、業務遂行能力や管理能力等を評価し、業績評価については、個人目標を設定して、その達成度等により評価をいたします。これをもとに、上司との育成面談でその内容を確認して、職員の能力の向上につなげるとともに、職員のスキルアップを図ることができると思っております。

人材育成の目的は、職員一人一人の資質の向上にあるわけであります。今後も、役所内での研修だけで満足するのではなくて、住民の皆さんとともに考え、行動をさせていただき、そして職員同士が連携することにより組織力の向上を図ったうえで、最終的に住民サービスの向上につなげていきたいというふうに考えております。

次に、職員の中からの企画・提案を具現化できるような仕組みに関するご質問でございますが、職員が新たな事務事業などを提案する場合には、まず、上司と相談し、日常業務を行う中で、常に企画立案することは可能でございます。そして、その事務事業の内容によっては、副町長、また、総務課長、財政室長等で構成する政策調整会議での協議・調整を経て、最終的には私を含めた政策決定会議の場において、事業の実施可否等についての決定をいたしております。

また、昨年 8 月には、地方創生関連の交付金を見据えたうえで、職員からの新規事業の提案募集を行い、合計 38 事業の提案が寄せられました。この提案の中から、定住促進に関する取り組みやハイキング・サイクリングイベントの実施など、一部新年度予算案にも計上をさせていただいておりますとともに、採択・不採択の結果についてはわかりませんが、地方創生加速化交付金の実施計画にも一部反映をさせていただいているところであります。

最後に、地域の魅力・元気づくり策を進めるにあたって、新たなチャレンジをするための支援策は考えられないかということですが、合併直後に実施をいたしました合併記念事業、住民主体事業の取り組みについては、合併直後のまちを盛り上げるために合併記念事業として、佐用ウインドアンサンブル、皆田和紙保存会、町軟式野球協会などの 9 事業に対して、補助を行ったものでございます。現在においては、地域づくり協議会へ交付いたしております地域自治包括交付金が地域活性化支援の目的を有しております、この交付金の中で活動支援を基本的には行っているものと考えております。

地域自治包括交付金は、地域の特色を生かした魅力ある地域を形成、発展していくための活動や、地域課題の解決に向けた活動の財源として交付しているものであります。

また、地域づくり協議会がより自立的、主体的な地域自治組織へと発展していくことで、これまで以上の活動に結び付く可能性があるのではないかと期待をしておるわけであります。

今後も地域づくり協議会においては、センター長を補佐して、協議会をリードできるような人材を育成し、地域住民自らが考え、自ら行う地域づくりの取り組みを引き続き進めていっていただいきたいと考えております。

また、町内で活動を行っておられる地域団体等の皆様から多くの要望が寄せられた場合には、当然、合併記念事業のような制度も考えられるのではないかと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） 人口の減少の動向、また、要因等を詳しく説明いただきました。また、その対応策についても詳しく説明いただきました。

町職員の多様な研修、また、自己啓発、また、それを受けた後の評価制度等々についても満足のできる答弁でございました。

以前から、私自身も町職員といろいろな場面で協働して事業に取り組んでまいりました。また、プライベートでも交流、議論をする機会を頻繁に持っております。そこで感じますのは、やはりそういった多様な研修、自己啓発をきっちり受けた職員、特に中堅、若手との交流が多いんですが、そういった職員の中にも地域、そして地域住民の方々に対しての熱い熱意を持って、また、すばらしい能力を持った職員が多数存在することを認識しております。

ぜひ、今後の職員が地域の課題を的確に認識し、対応策を考え、事業スキームを構築し、また、その成果を予測できる、そして、その事業の裏づけとなる財源まで示せる、そういった、それに取り組む、議論のできる場が確実にあることを確認し、安心をいたしました。

そういった職員が住民のために汗を流していただき、佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略の実現へ向けての活躍の場を増やしていただける取り組みだと確認をしました。

次に、地域住民の方々に対しての支援策でございます。先ほど、1 例として挙げました、住民主体事業の再度実施の目的で示したのにつきましましては、決して、資金の調達という面だけではございません。先ほど、職員のほうの言葉でも挙げましたが、企画・運営・決済・報告業務のできる人材の育成を目指していただきたいということでございます。

この過程におきましても、やはり事業を実施するに当たって地域の課題、背景、その事業の目的、内容、予想される成果、そして、それをくみ上げられる計画のできる人材の住民からの育成を目指すところでございます。

先ほど、説明のありました地域づくり協議会の活動費を地域自治包括交付金という形で、人につきましましては、一定のルールのもとに自由裁量とするなど、住民目線の思いやりのある便宜を図った支給をされている面につきましましては、非常に評価をさせていただきます。

ただ、この地域づくり協議会に対しては、そういった形があるんですが、地域で自主的に活動されている方々、団体への資金面、また、運営面での支援がなかなかないのが現状じゃないのかなというふうに感じております。

例えば、単一の自治会でありますとか、スポーツクラブ、サークル、子育てのサークル、文化・趣味のサークル、地域課題の解決に向けて取り組むネットワーク、こういった団体への団体自身が独自で事業を計画、実施をしたいとの声を聞きますが、そのほうに関しては支援策は、僕はないんじゃないかと認識しているんですけども、いかがお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） その活動の仕方というのが、そうした地域の、例えば、地域づくり協議会というのは、非常に包括したもので、できればそういう中で、活動という位置づけでしていただければ、一番わかりやすいんですけども、どうしても、それぞれの活動の

考え方、その活動されている方の目的とか思いというのが違う場合もあったりして、個人的にも一生懸命取り組んでおられる小さな団体というのものもあるのではないかなとは思いますが。

ただ、なかなかそういう活動が、今のそういう活動の方法では、例えば、職員なり最終的に私なりにも届いて来ないと、わからないという面もあるのではないかと思います。

ですから、その活動が、いろんな活動で、そこがどういう分野になるのか。例えば、役場の中での各担当課というのもありますので、生涯学習課が所管する分野なのか、商工観光課が所管するところなのかとか、そういういろいろなところがあるので、そういうところにも、一応、住民の方からも、そういう活動をされる方からも、いろいろと積極的に情報をいただいたり、また、アプローチしていただければ、その必要なことについて、また、その活動内容については、そうした支援ができる方法もありますし、また、その方法がなければ、また考えたらいいと思います。

ですから、どっちにしても役場というのは、職員というのは、そうした地域の皆さん、住民の皆さんが、いろいろと活動がしやすい、また、地域のいろんな事業をされている方が、事業がしやすい、そういう環境を、まずつくっていく、そういうことが行政の仕事でありますので、遠慮なくご相談をいただければいいのではないかなと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） 私、以前から N P O 法人ですとか、一般社団法人の活用等々という提案もさせていただいているんですが、その種類の団体の中には、そういった役割、中間支援をするというようなミッションを持った団体が存在しますが、中間支援といったような組織の存在、役割というのは、ご存じでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 個々のそういう活動の活動を支援するということですね。それを例えば、行政との間に入って支援をするとか、そういう役割を持っている N P O もあるとかということは聞いたことは、当然、あります。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） 答弁いただいたとおり、内閣府が出しております中間支援組織の現状と課題に関する調査報告にも書いてございます。多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会と N P O、これは N P O 法人だけじゃなしに、非営利の普通の任意の団体も含めてですけれども、N P O の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と N P O の仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織というふうに謳われております。

こういった中間支援、西播磨に目を広げますと、幾つか存在をするんですが、佐用町に

は現実的には存在しないと、僕は認識をしております。

佐用町役場の中でいいますと、こういった部署が、そういった形の役割を担っていただけるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） その内容にもよると思いますけれども、役場というのは、本当に職員も、それぞれの担当部署というのを持っているんですけれども、ある意味では、幅広い、ほかの県とか国とかと比べれば、幅広い分野で仕事もしてきておりますし、町民の皆さんとかかわりも持っていると思うんですよ。

ですから、まずは、例えば、うちの企画防災課なり、また、住民のいろいろな活動においては商工観光課でありますとか、それから、学習とか、いろんな文化活動とか、そういうこともやっておられる方がいます。それは、生涯学習課というのがありますし、それぞれ、どこでという方で、窓口置いて待っているわけではないんですけれども、そういうところで、お話をいただければ、そこでなければ、また、違うところにもつながりますし、また、みんなが集まって合議して考えることもできますから、あまりどこでというふうな確定した、決まったものという考え方は、なかなか役場の場合はできないと思いますけれどもね。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） 実は、突っ込んだ意味じゃなかったんですけれども、実は、兵庫県で言いますと、社会福祉協議会の下にありますボランティアプラザが担当されています。

実は、そちらのほうから僕も事業を受託して、西播磨各市町の担当者に集まっていたいて、じゃあ、そういった団体を支援していきましょうよ。育成していきましょうというような勉強会を主催したことがございます。

実を言いますと、西播磨の市町の担当部局、実は、社会福祉協議会の担当者が来られたんですが、現実、この西播磨では、NPOを法人化して、きっちりと事業をされているということも少ないということも現実もありまして、各市町社会福祉協議会部局に、そういった専門家がいらっしゃると思うところもなかったもので、それは現状なのかな。

先ほど、町長が言われたように時と場合、目的に合わせて、佐用町で対応、各部局で対応していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

先ほど言いました、企画・運営・決済・報告ができる、そういった人材が育成すると元気になれるんじゃないかなということで、合併当初のああいっただけ制度できないかなというお話をしたのは、実は、佐用町に、そういった制度で補助をいただきたいというんじゃないしに、西播磨でありましたり、また、兵庫県にいきますと、そういった制度がたくさんございます。

実は、西播磨のほうにも 10 数年前から県民局レベルでは、地域づくり活動応援助成等々がございますが、確認をしたところ、27 年度も佐用町からの申請は 2 件だった。ほかの市町につきましては、もうちょっと申請が出てきているんですけれども、佐用町は申請数が少ないですよという確認をさせていただいています。残念ながら 1 件は不採択になった、

1 件だけ、そういった制度を使われて活動をされております。

ですから、先ほど言いましたのが、ぜひ佐用町にお願いしたいというよりは、佐用町で、少しハードルの低い、住民目線に立った、そういった制度をもう一度やっていただき、そういったことを練習をしながら、いろんな自分たちの自主事業を西播磨県民局、また、兵庫県、また、全国にいきましたら民間企業だったり、財団からの支援メニューもありますので、そういったことが活用できる民間の人材育成、事務局がきちっと置ける自主事業の確立ができるようにしていただきたいと思います、先ほどの提案をしました。

また、このような取り組みが今後必要になってくると思いますが、専門職以外でも、やはり行政の業務というのが外部委託、民間委託する必要がある時代が来ているのじゃないかなというふうに認識をしております。

それにつきましては、行政側が委託をする場合の仕様の策定。また、委託をするに關してのノウハウ。

また、住民側としては、受託をできるだけの人材なり組織の醸成が必要だと思いますけれども、そういった時代の流れについて、そのように思われているのか。また、そういったことを今後の佐用町ではされようと思うのかというような見解をお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） どういう場合を想定するか、なかなかイメージとして、はっきりとしたこと申し上げられないんですけれども、いろいろな問題に取り組んだり、課題の場合、非常に高度な経験、技術とか知識、そういうことも今後、ますます複雑になってきておりますので、ですから、当然今、町職員が、それぞれ担当部署で仕事を行っておりますけれども、その担当職員だけでは、そうした事業の計画でありますとか、事業の推進ができない。いろんな民間の力を借りなければならない。このことは、既にいっぱいありますよね。

例えば、技術的な問題でありますと、そういった設計やいろんな技術というのは委託をしておりますし、いろんな総合計画を含めて、そうした町の計画づくり、生涯学習計画もそうですし、こうした地域創生ビジョンなんかも、町の総合計画、今回のについても、町職員も当然いろいろと勉強しながら一緒にやりますけれども、やっぱり民間のそうした専門的な経験の知識を持った方に入っていていただいて、ちゃんと、そこを十分に検証しながら、まとめていくという、こういうことは既にやっております。

ますます、そういうことも必要な時代ではないかなというふうに思います。

そういう中で、職員も一緒に勉強しながら職員の能力アップを研修して、職員の能力自体も高めなきゃいけないわけで、ただ、そうしたところに全て任せてしまって、何か、民間のいろんな専門家に任せればいいという方では、これはやっぱり町として運営の面において、非常に大きな障害が出るのではないかなと思います。

やっぱり基本的なところは、きちっと職員が判断をして押さえて、また、そういう民間の力も一緒に借りるという、借りるというんですか、指導をしていくだけの能力というのも、やはり、そうした方々をお願いする上においては、重要ではないかと思っておりますけど、既に、今もそういう状態だということもご認識いただきたいと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君）　　そうですね、先ほどの人口減少から定住促進という話になった時に、やっぱり雇用という部分が大きな課題でございます。この今からの時代は、新しい働き方として、半分公、半分民というような、そういった中間的な思考を持った働き方というのが必要になってくるかと思います。そういったご認識があるということを確認して、この質問は終わらせていただきます。

　　続きまして、利神山、利神城跡の国指定後の取り組みの予定はという質問でございます。

　　先日、2月13日に利神城跡等調査報告会が文化情報センターで開催されました。当局の参加者100名程度の予想に反して、約200名の参加者があり急遽会場を変更したことから、住民の方々の関心の高さが伺えます。

　　また、これまでの教育委員会をはじめとする関係部局の取り組みには敬意を表します。

　　その報告の中でも調査委員長の藪田先生からも、「国指定は間違いない。問題はその後取り組みである。それは地域次第である」との発言がありました。そこでお尋ねいたします。

　　国指定後の利神山、利神城跡を中心とした観光を産業として、どうとらえていらっしゃるでしょうか。観光客の入込を見据えて地元を中心に事前からの準備が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡　正君）　　はい、それでは、町長、答弁ください。

〔町長　庵逄典章君　登壇〕

町長（庵逄典章君）　　それでは、千種議員2点目のご質問でございます利神山の利神城跡ですね、利神山の国指定後の取り組みの予定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

　　ご承知のとおり、現在、国指定史跡を目指して、鋭意事務を進めているところでございますが、平成27年度事業としては、航空撮影によるレーザー計測調査、また、計測のための支障樹木の伐採、国の専門委員会へ提出する報告書作成のための調査委員会の設置・また、調査などを行ってまいりました。

　　また、去る2月13日の調査報告会、ご承知のとおりで大きな関心を持ってたくさんの方にご来場いただいたということで、皆さんのこの利神城跡に対する思いとか、期待の大きさというものが痛感したところでございます。

　　国指定関係の今後の予定といたしましては、本年中に国の専門委員会へ指定関係資料を提示をして、事前審査を受けたのちに、国指定の同意書等と合わせて、来年1月頃に県を通じて、国へ意見具申する予定で、その後、国での審査、指定の答申を受け、告示がされる予定であるというふうに聞いております。

　　国指定を受けた後は、基本構想に基づく整備計画の具体となる実施計画を立てて進めていくということになるわけでございますが、まずは保存・整備・活用についての基本構想を策定する必要があります。

　　この基本構想は、国指定を受けた後の利神城跡等の保存計画や具体的な整備・実施計画、また、それらを含めた総合的な活用計画を定めたものでございますので、慎重に、また広域的な見地から定める必要があります。

　　そのために、行政の関係機関はもちろんのこと、地域づくり・自治会の代表の方や学識経験者の方などにも参画していただいた委員会を、進捗状況を見ながら適正な時期に設置をして、多方面から検討していきたいなというふうに考えております。

国指定後の利神城跡等の整備の内容・時期等については、国や県も含めた当然、文化財として慎重な協議が必要であるとも考えております。

国指定後、産業としての観光に結びつけていくためには、平福地域だけでなく町全体のそれぞれの観光資源として、利神城跡等をより有効に活用したマーケティング等も重要でありまして、他の観光資源や加工直売関連施設、民間事業者、公共交通機関、町内の旅行業者の方、観光協会や宿泊施設等との連携が求められるところだと思いますので、今後、総合的観光戦略のため、関係組織や団体等と調査・研究も進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地元を中心とした事前準備についてお答えをさせていただきます。

本年度において、天文台公園に利神城跡のビューポイントの整備を進めております。平成 28 年度中には、道の駅宿場町ひらふくにおいても利神城跡を眺めるビューポイントの整備も計画をしているところでございます。

国指定後、利神城跡等の整備については、相当の期間が必要であることが予想されますので、まずは、ビューポイントを整備して、お客様のニーズに少しでも対応できる準備も進めたいというふうに思います。

また、先日開催した報告会も盛況であったように、地域やお客様の関心を高めていけるような、イベントの開催も地域はじめ町関係課や各種団体が協力して検討をしていくことも重要であるというふうに思っております。

さらに、国指定後のこうした取り組みを継続していくことで、利神城跡のさらなる認知度と、また価値を高めていって、佐用町としての大きな観光の資源としての価値につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） 先ほどの答弁の中で、文化財としての保存・整備・活用を地元と一緒にやっていく。また、今後、国指定をされた後も保存から整備・活用となると、時間がかかるのではないかとというふうに言われましたが、国指定をされたということがニュースになる時点で、佐用町には、やはり入込客というのは、相当数あるんじゃないかと僕のほうは思っております。

今現在、当然、平福のほうもいろんなところで、お店等々も経営もされておりますが、その入込客に対して、産業としての休憩場、飲食店、お土産等々は、それと同時におもてなしができるように、今からの準備が僕は必要じゃないかなと思うんですけども、そのへん、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 国指定になりましたという、そうした発表等があつて、すぐにいっぺんにドッと人がということではないというふうには思います。

ただ、非常に関心を持って、これまでも長く、この平福というのは、こういう利神城跡のことも知っていただいておりますし、町並み、また、平福の川端風景とか、これは県

下の中でもよく知っていただいているというふうに思っております。

そういう中で、道の駅ひらふくをつくり、去年は、お休み処瓜生原や、地元でもほととなんかを経営していただいたり、そうしたことを、少しずつ準備をしてきているわけです。

ですから、文化財として非常に関心が高いのは、先般も観光だけではなくて、非常に全国的には、こうした石垣とか、お城とか、そういうものに興味を持って研究をされている方が非常にたくさんいらっしゃるんですよ。こういう方のもっと平福に来ていただいて、逆に、そういう方の要求ですよ。こうしたビューポイントで下から眺めるだけでなく、もっと近くで実際に自分の目で見てさわったり、そういうしたいというような、こういうことが求められてくるというふうには思います。

それにどう対応をして、そういう方を、受けに対して、ある程度、ちゃんと便宜が図れるか。また、継続して何回も来ていただけるようにするか、こういうことも、これからの検討課題の大きいところではないかなと思いますね。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） この利神城跡を話をする時に、やはりよく比べられるのが、今、やっぱり全国的に有名になった竹田城なんですけれども、あそこも僕も何度かお伺いしたんですが、やはり地元の意見を聞きますと、お客さんはたくさん来られますよ。有名にはなりましたよ。当然、役所のほうに聞きますと、安全面のほうで整備ばかり費用がかかったんや。トイレひくのにこれだけコストがかかったんや。それで、何か観光地としてメリットがあるんですかという、駐車場のところの、あの物販ぐらいしかないんですということで、地元の入込客はにぎわったんだけど、負担のほうが大きくて産業としてなかなか成り立ってないんですというような声を聞いたことがございます。

ぜひとも、この利神城、そういったことを学びながら、今後の佐用町の起死回生の観光資源の1つとして生かしていくほうにかじを取っていただきたいと思うのと同時に、最近特に、平福地区の方々とお話をさせていただくことがございます。今回の議会でも出ましたビューポイントの説明もさせていただきました。それについては、評価はしていただいたんですが、実は、住民の方は方で、いろんな自分たちの独自の今アイデアをお持ちでございます。僕、この議会で、ビューポイントという話を聞いたんですけど、あれ、これはひょっとして地域住民の方々と同じ意見なのかなということを思ったんですけど、実は、地域住民の方々のビューポイントというのは、その場所を整備するというのではなしに、佐用町みんなの利神城跡なんですよ。ビューポイントをどこから見たらきれいですよ。遠くはどこから見えるんですよというのを、住民を巻き込んで、みんなで協働した作業をプロセスとしてすることによって、みんなでこの城跡をPRしていこう、そういった意識を醸成しましょうというようなことを提案をされました。実は、さきほどの質問にも関連するんですけど、でも我々には資金もなければ、何もないので、どうやって、そういったことを実現していったらいいんだろうかということを相談されているんですけど、でも、我々には資金もなければ、何もないので、どうやってそういったことを実現していったらいいんだろうかということを相談されているんですけど、そういったことを含めまして、今、町としては、いろんなことに取り組む予定をされております。

その中で、ちょっと事前に、国指定をされたから、保存・整備・活用を住民の方々とお話しするというのも当然必要なのですが、今の時点で、ぜひ地元を含めて周辺地域の方々と今後のこの観光資源をどのように活用していこうか。地元としては何ができるのか。そ

して、何が足りないから足りない部分に関しては外部から誘致してくる必要があるのか等々の活用策を住民と一体となって計画であったり、アイデアを出すような会というのは、企画できないものでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） 28年度で町が計画しております、そうした、とりあえずビューポイントというのは、1つの大きなきっかけづくりであって、本来は、そうした地域の方々が一番自分ところが、一番ここがいいんだとか、こういうところから利神城跡が一番きれいに見えるとか、時間的には、いつごろ、どういう時期に見ると一番いいんだとか、こういう話が当然、それぞれ出てくると思いますし、そういうことを皆さんにお聞きして、一緒に考えていくということが必要だというふうに思います。

ですから、この整備について、今後、計画をつくる上でも、そうした意見を取り入れながら、一緒に協議をしていただく、こうした委員会もつくりたいというふうに考えております。

ただ、千種議員が言われる、そうしたきちっとした形式に基づいた委員会とかいうんじゃないくって、もっと自由に協議をする場が要するというお話しだと思うので、それはそれで、今、それぞれの人が、まだ、逆にバラバラではないかなと思うんですよ。

また、地域は、やはりこれまで長年にわたって平福の町並み保存、また、文化と観光の会とか、そうした活動をずっとしていただいた歴史があるわけです。そういうところで、だんだんと皆さんが、ある程度、地域としてのまとまった組織、教育をしていただいて、その中で、当然、町の担当のほうも一緒に、そこに入らせていただいて、取り組むということ、そういう進め方が大事なかと、必要なかというふうに思いますけど。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2番（千種和英君） そういった進め方をしていただけるということを期待しまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、3点目でございます。農産物直売所の進捗状況はということでございます。

私自身、従前から何度も進捗状況に質問をさせていただいている部分でございます。

従前から計画されている、徳久トンネル横の農産物直売所についてですが、兵庫県企業庁から、西播磨科学公園都市での道の駅、そこでの農産物直売の計画案が示されたことを踏まえての現状の進捗、進捗と言いますか町長の見解をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） それでは、千種議員最後のご質問で、南光の徳久バイパス沿いに、今、構想を上げております農産物の直売所の進捗状況ということについてのご質問にお答

えをさせていただきます。

少し、何度もこの問題について、課題について、一般質問でもご質問いただき説明をさせていただいておりますけれども、もう一度整理をしてお話をしますと、この南光の徳久バイパスの計画というものが、ああしてトンネル化に乗って進められて、昨年 12 月に開通いたしました。そういう当時の計画の段階で、徳久バイパスが完成した中で、長年の懸案であった、それで、あそこの徳久バイパスが通るところの場所というところが、非常に見晴らしのいい場所で、あの新しくできるバイパスをうまく活用して、その土地の利用ができないのかと、そのことで、佐用町の農業等の取り組みに支援ができないかということの構想を、私のほうも持ったわけですね。

そういう工事のほうが、どんどんと先へ進みますので、まずは、あの周辺の沿線の土地というのが、かなり荒廃して荒れているところが多いものですから、その土地を集約して、そうした佐用町にとって今後地域の農業の農産物の生産をされる方にも支援ができるような、そうした直売所というものの、構想というものを、先にポンと私のほうが打ち出して、地域の方に、そういう構想をお話をさせていただいた経緯があるわけです。

それは、なぜ、それだけ急いだかと言いますと、工事が進んでしまえば、将来的にそこを、そうした開発をしようとしても、一番問題になるのは、造成工事にかかる雨水の排水路がなかったんです。今度のバイパスの道路工事の中で、そうしたことの造成が将来できる、そうした計画に県にお願いをして、先行をして取り組んでいただかないと、それができない、どんな計画にしても、造成をしようすると排水問題というのは一番大変で、後からでき上がってから別のところに排水路を河川までつけるとなると、それだけで莫大な費用がかかって、なかなか手がつけられないということがあって、まず、県にもお願いをするために、そうした構想を持って、事前に徳久バイパス工事の中で、一部変更をしていただいて、道路側溝を大きくしていただいたり、それから、河川へ直接放流ができるような、そういうトラフを入れていただくというようなことをやりました。

そういう中で、直売所について、地域からも現在ある、それぞれの農産物直売所、加工所の皆さんのほうも、いろんな意見が出てきたわけです。

当然、私も、皆さんの意見を集約して、そうした話を皆さんに構想を説明したわけではなかったので、先に、そういう構想が出たという中で、当然、これは三日月の味わいの里、また、上月にしても、南光のひまわり館にしても、当然、非常に大きな影響があることですから、そういう町内の直売所なり加工所の皆さんとも、そういう話を、そういう構想が出た後に、話し合いをさせていただいたところです。

そういう話し合いの中でも、当然、いろんな意見が出てきました。こういうものが必要であるということの認識と同時に、当然、大きな影響がある。つくるのであれば、一カ所にまとめた、規模の大きい物をつくるべきではないかというようなお話しとか、それと、農産物だけを特化したものにして、ほかのところは、それぞれの地域の今ある特色を生かして、今後とも運営をしていただくとか、そういうことで、なかなか意見のほうも集約が、まだ、できておりません。

それと、県のほうから、その後になって、今、質問にもありましたように、科学公園都市内に道の駅をつくるという構想が、昨年、企業庁のほうから打ち出されました。この計画についても、28 年度に県の予算の中に、そうした調査費という計画の予算が、既に上がっているんですけれども、実際のところ、そうした構想だけであって、具体的なものが何も示されておりません。

それで、県のほうからは、その周辺の構成町、西播磨科学公園都市の組合、播磨高原広域事務組合のほうにも最初に打診はあったわけです。播磨高原で、この事業を受けてやってくれないかという話だったんですけれども、それは、たつの市も佐用もできませんとい

うことで、お断りをしました。県は県として、独自で当然取り組んでやりますよという話が合ったんですけれども、どういう規模で、また、どこからどういう物、物産を集めて、ここの道の駅を誰が運営していくかというようなことが、全くまだ、協議がされていないという状況です。

そういう中で、先般も企業庁の管理者ともお会いして話をさせていただいて、まず、科学公園都市の現状の様子から見て、非常に時代も変わって、あの土地、集客が非常にできていない。その周辺地域にも好影響を及ぼすようなことを、やっぱり企業庁としても考えたいんだという中で、道の駅構想についても、中身については、これから周辺地域の皆さんとも十分に協議をさせていただきますよというお話であります。

そういうことで、まだ、町として私も構想を打ち出した徳久バイパス沿いの物産直売所については、それ以上の計画の進捗、計画に具体的に取り組むということはできておりません。

そういうことで、計画を相談させていただいた、特に地域の住民の方、徳久、下徳久、徳久周辺の方々の皆さんには、かなり本当に実行できるのかというような憂慮をされているということは、私も想像はしております。皆さんに、そうしたなかなか心配をおかけしていることについては、申し訳ないというふうに思うんですけれども、ただ、構想として、私は、今後、佐用町として、今、若い人たちが農業に取り組んでいただいたり、また、新たな農業、町としても今回の質問にもありました三土中学での、ああした新しい施設、園芸、農業をやっていくという、それを横展開してさらに生産を増やしていくとか、また、若い人たちが、今、取り組んでいる、一部の方ですけれども、野菜等の生産、そういうところの販売もしていけないと、これは経営も成り立っていないと、そういう場所を町としてもつくっていききたいという、そういう構想は持っております。

町として、そうした、まずは直売所の確保ということが最終的には絶対必要だということ思いと同時に、そうした農産物の生産農家の育成ということ、これも早急に手を打たないといかんだろうと、現に、既に今ある直売所において、そうした出荷していただく方が、非常に減って、売る物がなかなか集まらないというような状況も聞いておりますので、生産部会等とも協議をしながら、そこにもてこ入れをして、新たにそうした生産に取り組んでいただく生産者の体制づくり、出荷体制づくり、そういうものを、まず考えていきたいと思っております。

県のほうについては、今年度、28年にそうした計画を進めていくということで聞いておりますので、その中に私たちも当然、協議の中に入っていきます。そういうことも踏まえた上で、28年度できるだけ今回の計画についても前へ進めれるように、私も努力をしたいということを、今の段階では申し上げたいと思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英君。

2 番（千種和英君） ということは、確認をさせていただくんですけれども、県のほうは、企業庁のほうは、一応 28 年度に調査をする。それで、今から周辺ともう 1 回協議をして中身を考える。町長が構想を持たれている徳久バイパスに関しましても、当然、そのへんの状況を見ながら、中止でもなければ、今、推進もしない。ちょっと保留をしながら生産体制の整備をしながら様子を見ているというふうに認識しておけばいいんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） そういう今現在の状況だということをご理解いただきたいと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員。

2 番（千種和英君） 今回、何度もしつこいように、この進捗状況を聞いたんですが、実は、何度も言いますが、私どもも野菜の出荷のお手伝い、支援をさせていただいて、農家さんを回るたびに、ここの状況について、いろいろ聞かれます。聞かれるのと同時に、もう中止やと聞いたんやとか、いろんな憶測、いろんなことが、方々からいろんな違った意見なり、こう話を聞いたよというような声を聞きますので、この一般質問の場、議会の場で、今日、佐用チャンネルで皆さん、見ていただいていると思うんですが、町長の今の見解というのを伺いました。ぜひ地元の農家さんのためになるような直売所、県のほうとも協議をしていただいて、住民の方々のよりよい方向性、導いていただくようお願いをしておきまして、これで、僕の質問を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、千種和英議員の発言は終わりました。
これで、通告による一般質問を終了いたしました。
これにて本日の日程を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
これで本日の日程を終了いたします。
ここで、お諮りします。議事の都合により明日 3 月 18 日から 24 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、3 月 25 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さんでした。

午後 0 3 時 3 0 分 散会